

「主要国の上限金利規制に関する調査」
＜米国、英国、ドイツ、フランス、韓国＞

平成 23 年 2 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目 次

フランス	1
1. フランスの上限金利規制について	1
(1) 上限金利規制の有無と根拠法（成文法・判例法の別を含む）	1
(2) 規制対象	2
(3) 上限金利の水準	4
(4) 規制に違反した場合の効果	5
(5) 金利規制の対象となる「みなし利息」に含まれるもの	6
2. 貸金業者による貸出金利の実態について	10
(1) 大手貸金業者による貸出金利の状況	10
(2) 上限金利規制上の「みなし利息」及び保証業者による保証料を含めた貸出金利の 状況	13
(3) 上限金利規制の対象とならない費用の実態	14
3. 国内における上限金利規制についての議論の状況	15
(1) 過剰債務の実態	15
(2) 過剰債務者対策の改定	15
ドイツ	17
1. ドイツの上限金利規制について	17
(1) 上限金利規制の有無と根拠法（成文法・判例法の別を含む）	17
(2) 規制対象	19
(3) 上限金利の水準	19
(4) 規制に違反した場合の効果	20
(5) 金利規制の対象となる「みなし利息」に含まれるもの	21
2. 貸金業者による貸出金利の実態について	24
(1) 大手貸金業者による貸出金利の状況	24
(2) 上限金利規制上の「みなし利息」及び保証業者による保証料を含めた貸出金利の 状況	28
(3) 上限金利規制の対象とならない費用の実態	28
3. 国内における上限金利規制についての議論の状況	30
英国	31
1. 英国の上限金利規制について	31
(1) 上限金利規制の有無と根拠法（成文法・判例法の別を含む）	31
(2) 規制対象	32
(3) 上限金利の水準	32
(4) 規制に違反した場合の効果	32
(5) 金利規制の対象となる「みなし利息」に含まれるもの	33
2. 貸金業者による貸出金利の実態について	35

(1)	大手貸金業者による貸出金利の状況.....	35
(2)	上限金利規制上の「みなし利息」及び保証業者による保証料を含めた貸出金利の状況	38
(3)	上限金利規制の対象とならない費用の実態.....	38
3.	国内における上限金利規制についての議論の状況.....	39
米国	41
1.	米国の上限金利規制について	41
(1)	上限金利規制の有無と根拠法（成文法・判例法の別を含む）	41
(2)	規制対象	41
(3)	上限金利の水準	42
(4)	規制に違反した場合の効果	44
(5)	金利規制の対象となる「みなし利息」に含まれるもの	46
2.	貸金業者による貸出金利の実態について	51
(1)	大手貸金業者による貸出金利の状況.....	51
(2)	上限金利規制上の「みなし利息」及び保証業者による保証料を含めた貸出金利の状況	54
(3)	上限金利規制の対象とならない費用の実態.....	55
3.	国内における上限金利規制についての議論の状況.....	56
韓国	58
1.	韓国の上限金利規制について	58
(1)	上限金利規制の有無と根拠法（成文法・判例法の別を含む）	58
(2)	規制対象	58
(3)	上限金利の水準	61
(4)	規制に違反した場合の効果	64
(5)	金利規制の対象となる「みなし利息」に含まれるもの	68
2.	貸付業者による貸出金利の実態について	71
(1)	大手貸付業者による貸出金利の状況.....	71
(2)	上限金利規制上の「みなし利息」及び保証業者による保証料を含めた貸出金利の状況	74
(3)	上限金利規制の対象とならない費用の実態.....	75
3.	国内における上限金利規制についての議論の状況.....	76
(1)	上限金利規制の見直しに係る議論.....	76
(2)	高金利の実態	77

フランス

1. フランスの上限金利¹規制について

フランスの金銭の貸付に係る上限金利規制の内容を調査する。また、近年規制内容の見直しが行われている場合には、その内容及び経緯についても調査を行う。

(1) 上限金利規制の有無と根拠法（成文法・判例法の別を含む）

民法典では、約定利息（L'intérêt conventionnel）は法によって禁じられない限りにおいて法定利息（L'intérêt légal）²を超えてもよく、また、約定利息は書面をもって定めなければならないとされている（民法典第 1907 条）。

約定利息に対する制限としては、消費法典及び通貨金融法典に暴利貸借利率（taux d'usure）の規定があり、これが上限金利に相当する。暴利貸借利率の定義は以下のようなものである（実際の水準については、（3）項に後述）。

消費法典³ L. 313-3 条：

総計実質利息が、合意の時点で、直前の一季中に、類似の危険を伴う同一種類の与信取引に適用された金融機関平均実質利息に、1 と 3 分の 1 を乗じた数値を超過する場合には、これを暴利貸借とし、右与信取引の種類は国家信用委員会意見に基づき行政庁がこれを定めるものとする。

分割払の売買に際して行われた与信は、本節の適用に関しては、消費貸借契約と同視され、同じ目的を有する金銭消費貸借と同様の条件における暴利貸借と看做される。

平均実質利息の算定及び公示の条件は、政令によりこれを定める⁴。

¹ 本調査では“上限金利”を意味する場合に、“金利”を使うことにし、金利以外のコストを含む“利息”とは使い分けている。

² 法定利息とは、契約において利息を付す旨が定められているにもかかわらず利率の定めがない場合や、法律上利息を付すものとされている場合に適用される利率である。法定利息の水準は通貨金融法典によって規定されており、直近 12 ヶ月における各月の 13 週物固定利率財務省証券のオークションでの数理的利率の平均値の算術平均と同率となっている（通貨金融法典 L.313-2 条）。

³ 【翻訳】本調査のフランス消費法典の条文引用の際の翻訳文は、フランス消費法典（クレジット研究第 28 号、クレジット研究所、2002 年）の翻訳をベースとしているが、“利率”という訳については本件における‘みなし利息’に該当する意味の場合には“利息”に置き換えて訳している。また、本翻訳以降に改正された部分については、当社による仮訳である。

⁴ 平均実質利率の算定方法については、上限金利の水準（4 ページ）を参照。

通貨金融法典での暴利的利率の定義は、上記の消費法典の定義を準用している（通貨金融法典 L.313-5 条）。

なお、総計実質利息（*taux effectif global du prêt*, 略称 TEG）とは、元本債権によって生じる利息のほか、債務者が必須で負担する費用・手数料・報酬等をも利息とみなし、これらの総額を元本債権に対する年利として換算したものである（法的定義については（5）項で後述）。

（2）規制対象

上述のとおり、上限金利については消費法典及び通貨金融法典に規定がある。それぞれの適用対象に関する規定は次のとおりである。

① 消費法典に基づく規制の対象

(a) 規制対象となる者

暴利貸借利率に関する消費法典の規定は、有償か無償かを問わず、自然人か法人かを問わず、貸付や与信を行う全ての人及び行為に適用される（消費法典 L.311-2 条、L.312-2 条）。つまり、規制対象となるのは銀行、貸付業者などの認可業者や、貸付仲介業者⁵だけではない。

(b) 対象となる取引（対消費者取引のみか／事業者間取引も含まれるか）

消費法典では、消費者信用取引及び不動産信用取引が上限金利の対象となる。

1) 消費者信用取引（Crédit à la consommation）

消費法典には「本章の適用においては、買取貸借および買取選択権付貸借ならびに（その代金の）支払が賦払い、延払いまたは分割払いとされる売買および役務提供は与信取引とみなされる（L.311-2 条 2 項）」との規定があり、消費者信用取引には、一般的な融資（金銭消費貸借）のみならず、商品・サービスの売買に際して行われる与信（販売信用）も含まれる。（消費法典 L.313-2 条）

ただし、以下のものは除かれる（消費法典 L.311-3 条）。

- ◆ 公的機関が債務者となる契約
- ◆ 貸出期間が 3 ヶ月未満の契約
- ◆ 貸出総額がデクレによって定められる金額（現在 21,500 ユーロ）⁶を超える契約⁷

⁵金融改革法(Loi LaGarde)の成立に伴い 2010 年 1 月 21 日 から届け出制になった。

⁶ 2001 年 2 月 2 日付デクレ 2001-96 号による。ただし、借り手の保護を強化するために、2011 年 5 月 1 日から施行される改正消費法典では、現在の規制範囲融資上限額を 75,000 ユーロまで拡大するよう規定されている。

⁷ この基準額を超える契約は消費者信用取引に含まれず、消費法典による上限金利規制の対象に

- ◆ 事業者が借主の事業資金の需要に対して行うもの

2) 不動産信用取引 (Crédit immobilier)

住居 (又は事業所兼住居) としての利用を目的とする不動産 (建物・土地) を取得するための資金を貸付けるものを指す。また、このような建物の建築、修繕、改築、維持を目的とする融資で、貸付額が政令によって定められる金額 (現在は 21,500 ユーロ⁸) を超えるものも含まれる (消費法典 L.312-2 条)。

ただし、以下のものは除かれる (消費法典 L.312-3 条)。

- ◆ 公的法人への貸付
- ◆ 職業的活動への貸付

② 通貨金融法典に基づく上限金利規制の対象

(a) 規制対象となる者

通貨金融法典では、信用供与取引 (定義については(b)にて後述) を銀行業務の一つとして位置づけており、金融監督当局の認可を受けた信用機関 (établissements de crédit) のみが実施することができるとしている (通貨金融法典 L.311-1、L.511-1 条)。従って、上限金利規制の対象は、銀行、貸付業者 (通貨金融法典では「金融会社 (sociétés financières)」と呼ばれる) 等の信用機関となる。

(b) 対象となる取引 (対消費者取引のみか/事業者間取引も含まれるか)

通貨金融法典では信用供与取引を次のように定義しており、一般的な融資のほか、信用保証やリース等の販売信用も含まれる。

通貨金融法典 L.313-1 条:

この法律の適用にあたっては、人が有償で他人に資金を提供し若しくは提供を約束し、又は他人の利益のために手形保証若しくは保証のように署名をもって確約するあらゆる行為は、信用供与取引を構成するものとする。

リース、及び一般的には買取選択権付貸借取引は、全て信用供与取引とみなす。

ただし、金利に関する規制については、原則として個人に対する事業性の融資や、事業を行っている法人を対象とする融資には適用されない (通貨金融法典 L.313-5 条)。ただし、当座貸越 (découverts en compte) については、こうした事業性の融資であっても、上限金利の適用対象となる (通貨金融法典 L.313-5-1 条)。

はならないが、②で述べる通貨金融法典に基づく上限金利規制は適用される。

⁸ 脚注 6 と同じ規定に基づく。

(3) 上限金利の水準

(1) 項にて記載のとおり、同じ性質のリスクを負う与信取引において、金融機関が直前の四半期に実際に適用していた平均金利の 4/3 倍を超えるものが、暴利として定義されている。上限金利は絶対的な水準ではなく相対的に決定されるものであり、社会情勢によって可変である。なお上限金利の水準は、消費法典の対象取引、通貨金融法典の対象取引とも同一である。

具体的な金利上限 (taux d'usure)の算出手順は次のようなものである⁹。

- ◆ フランス銀行が四半期ごとに総計実質利息に関するデータを信用機関から収集し、これらを単純平均して算出する¹⁰。総計実質利息の平均値と、これに基づいて算出された上限金利とは、四半期ごとに官報に公表される。ただし、政府によって決定されている特定の融資は算出対象外である。(消費法典 D.313-6 条)
- ◆ なお、与信会社の調達コストに急激な変化があった場合、フランス銀行は変動事象発生後 45 日以内にこれを官報にて公表する。(消費法典 D.313-7 条)

調査時点の融資カテゴリー別の 2010 年 10 月 1 日現在の上限金利は表 1 のとおりである。このうち、個人向けの無担保貸付に相当するのは「2.個人向け金銭消費貸借」であり、次の 3 つのサブカテゴリーから成る¹¹。

2-1. 融資額が 1,524 ユーロ以下のもの

2-2. 当座貸越及び返済期限が不定のもの。又は返済期限が有限の分割払いであっても、与信額が 1,524 ユーロ以上のもの
これには、カードローンやリボルビングローン等の信用枠方式により、返済期限のない融資も含まれる。

2-3. 返済額と返済期限が固定される個人向け融資のうち、融資額が 1,524 ユーロを超えるもの

⁹ 1997 年デクレ第 97-298 号による。なお、本デクレは消費法典の施行規則編に組み込まれている。

¹⁰ フランス銀行の解説による。<http://www.banque-france.fr/fr/statistiques/taux/usure.htm>

¹¹ 現在の融資カテゴリーは、2006 年 8 月 24 日付の行政命令 (アレテ) による。なお、融資額による段階は元来 10,000 フランで区切られていたのを、ユーロ導入時にそのままユーロに換算したために、1,524 ユーロが閾値となっている。

表 1 融資カテゴリー別上限金利（2010年10月1日現在）

カテゴリー	信用機関による総計実質利息平均値 (2010年第3四半期)	金利上限 (2010/10/1現在)
1.個人向け不動産融資(消費法典L.312-1からL.312-36に該当するもの)		
1-1. 固定利息	4.20 %	5.60 %
1-2. 変動利息	3.79 %	5.05 %
1-3. 不動産売却つなぎ融資 (prêts-relais)	4.70 %	6.27 %
2.個人向け金銭消費貸借(消費法典L.312-1からL.312-36の規定外のもの)		
2-1. 融資額が1,524ユーロ以下のもの	15.99 %	21.32 %
2-2. 当座貸越など返済期限が規定されていない、あるいは長期のもの。 または商品売買の割賦販売で1,524ユーロを超えるもの	14.49 %	19.32 %
2-3. 金銭消費貸借や上記以外の融資で1,524ユーロを超えるもの	6.11 %	8.15 %
3.法人向け事業資金融資		
当座貸越	10.19 %	13.59 %
4.事業性のない法人に対する融資		
- 一括払いまたは分割払いにて同意した融資	6.79 %	9.05 %
- 融資期間が2年を超える変動金利融資	3.82 %	5.09 %
- 融資期間が2年を超える固定金利融資	4.34 %	5.79 %
- 当座貸越	10.19 %	13.59 %
- その他融資期間が2年以下の融資	4.20 %	5.60 %

(注) 表中のナンバリングは、当社が便宜的に追加したものである。

(フランス銀行ウェブサイトより)

(4) 規制に違反した場合の効果

① 消費法典における規定

消費法典の適用対象となる消費者信用取引及び不動産信用取引が暴利とみなされた場合、民事的には、金利上限を超過して徴収された額がまずは通常の利息に充当され、その後債権の元本に充当される（消費法典 L.313-4 条）。また、充当により債権が元本・利息ともに消滅する場合には、超過して徴収された額は、超過利子分支払日から法定利息を付して返還されなければならないとなっている。

また刑事的制裁として、資格及び態様の如何を問わず、直接的もしくは間接的に暴利的貸借を行った者もしくは協力した者は、2年間の拘留又は4万5千ユーロの罰金のいずれか、又はその両方が科せられる（消費法典 L.313-5 条）。

なおこれとは別に、裁判所は下記の命令を下すことができる。

- 1 裁判所が指定した新聞への判決の内容（全部又は一部の）公表及び法典 L.131-35 条所定の条件における判決の掲示（費用負担は有罪判決を受けた者が負担）。
- 2 前項の適用により有罪判決を受けた者が企業の業務執行者である場合には、管理人又は清算人の選任を伴い、当該企業の暫定的又は決定的な閉鎖。
- 3 刑法典 L.131-27 条に準拠し、事業を10年以下の期間停止させること。

企業が閉鎖命令を受けた場合でも、裁判所の定める3ヶ月を超えない期間については、従業員賃金、補償金及び報酬を支払わなければならないとされている。

② 通貨金融法典における規定

通貨金融法典では、契約上の貸付が暴利的であるときには、金利上限を超過して徴収された額がまずは通常の利息に充当され、その後債権の元本に充当されるという民事上の効果について規定している（通貨金融法典 L.313-5-2 条）。また、充当により債権が元本・利息ともに消滅する場合には、超過して徴収された額は、超過利子分支払日から法定利息を付して返還されなければならないとなっている。

ただし通貨金融法典上は、上限金利規制違反に対する罰則規定はない。

(5) 金利規制の対象となる「みなし利息」に含まれるもの

フランスの上限金利規制の対象となる「みなし利息」に含まれるものについては、消費法典第 3 章通則第 1 節第 1 款（総計実質利息：taux effectif global du prêt, TEG）の L.313-1 条に規定されている¹²。

消費法典 L.313-1 条：

いかなる場合であっても、貸付の総計実質利息を決定するにあたっては、レファレンスとされる実質利率の場合と同様、いかなる様態であれ、貸付に際して介在する仲介者に対して支払われ又は負担されるものを含め、直接間接のいずれであれ、費用、手数料、又は他のあらゆる種類の報酬が利息に加えられるものとし、当該費用、手数料、又は報酬が実現された立替金に相当する場合でも同様である。

ただし、L.312-4 条～6 条（不動産信用取引に関し、消費者に提示される融資契約の広告）と、L.312-7 条、L.312-8 条（不動産信用取引における融資契約の事前条件提案書）の適用において、与信に伴う担保に関連する費用及び公の吏員への手数料額を最終契約締結前に確定させることができない場合に限り、これらの費用は上記に規定する総計実質利息に含まれない。

本法第 1 章の適用範囲に入る融資契約（消費者信用取引）については、総計実質利息には公正証書の作成手数料は含まない。

注：（ ）内の文言は当社による補記

このとおり、不動産信用取引の場合、担保関連費用及び公の吏員への手数料については、契約締結時に金額が確定しない場合に限り、別途徴求することが可能とされている。また消費者信用取引については、公正証書の作成手数料の別途徴求が可能である。

¹² 通貨金融法典では、消費法典の本規定を準用している（通貨金融法典 L.313-4 条）。

これ以外の費用に関しては、契約締結費用、債務弁済費用、保証業者による保証料¹³、コミットメントライン設定手数料のいずれについても、必須の費用であれば総計実質利息に含まれるものと解釈される。これらの費用・手数料等が貸付人以外の第三者への支払の立替金である場合も、総計実質利息に含まれる。また、これらの費用・手数料を貸付額から控除した額を借入人に交付する形（いわゆる「天引き」）で徴求する場合であっても、やはり総計実質利率に該当する。

【保険料の取扱について】

まず消費者信用契約に関する EU 指令（2008/48/EC、次の囲み参照）では、融資契約の付随的なサービスが融資契約の締結のために“強制される場合”には、これに係るコストが融資契約総計費用に含まれると明記されている。

【消費者信用契約に関する EU 指令（2008/48/EC）における関連箇所】

第3条（定義）：

(g) ‘total cost of the credit to the consumer’ means all the costs, including interest, commissions, taxes and any other kind of fees which the consumer is required to pay in connection with the credit agreement and which are known to the creditor, except for notarial costs; costs in respect of ancillary services relating to the credit agreement, in particular insurance premiums, are also included if, in addition, the conclusion of a service contract is compulsory in order to obtain the credit or to obtain it on the terms and conditions marketed;

<仮訳> “消費者にとっての融資契約総計費用（total cost of the credit to the consumer）”とは、公証人向けコストを除き、消費者が融資契約を締結する際に支払わなければならない金利、手数料、税金、あらゆる種類の料金を含むものとする。この費用には、融資契約の付随的なサービスに関わるコスト（特に保険料）であっても、融資契約を締結するために強制している場合であれば総計費用に含まれる。

前文 20 条：

The total cost of the credit to the consumer should comprise all the costs, including interest, commissions, taxes, fees for credit intermediaries and any other fees which the consumer has to pay in connection with the credit agreement, except for notarial costs. Creditors' actual knowledge of the costs should be assessed objectively, taking into account the requirements of professional diligence

¹³ フランスでは不動産信用取引では(個人、法人とも)保証会社による保証が必須とされることがほとんどであるが、消費者信用取引（無担保融資）では保証の付帯は確認されていない。

フランスでは、当該指令に自国法を準拠させるにあたり、消費法典 L.313-1 条の改訂について立法院で討議¹⁴された際に、この部分の修正の必要はないとされており、フランス国内法はもともと保険料の取扱いについて、EU 指令と同様の解釈（強制加入の場合には、保険料は融資契約総計費用に含まれる）がなされていたと考えられる。

ただし、フランスでは 2001 年以降、金融機関が販売するあらゆる商品やサービスに対して、それぞれの商品を個別に購入する機会が提供されている場合、又は、それらの商品が不可分である場合を除き、抱合せ販売が禁止されている（通貨金融法典 L.312-1-2 条）¹⁵。そのため、与信契約全般に付帯する信用（生命）保険も全て任意扱いとなっており、その結果として、信用（生命）保険料が総計実質利息に含まれることはないという事情もある。一方、不動産融資においては第三者による信用保証を必須としている金融機関が多いが、このような必須の保証料は総計実質利息に含まれる。ただし、この必須の保証について、融資とセットで販売する形態をとっている限り、他社の保証会社の商品でも良いという機会が債務者側に与えられていることが必要であり、他社の場合にはその保証契約書を融資金融機関に提出することで、総計実質利息の計算に含めることが可能である。

- 信用保険改革

なおフランスでは、2005 年の保険法典改正により、信用（生命）保険の契約を締結する業者は保険業者としての当局の登録が必要になったのを機に、それまで金融機関自らが信用（生命）保険の契約者となっていたところ、系列の保険会社を契約当事者にするようになっていたようである。これに加えて、フランス政府は 2010 年消費者信用改革法において、債権者が債務者に対し自社の信用（生命）保険だけを課すことができる規定を排除した。これによって消費者の選択の自由を向上させることと、信用（生命）保険の費用はユーロ建て月額表示で表現することによって保険料の透明性を強化しようとしている。（消費法典 L.311-4 条、2010 年 9 月 1 日より施行）

- 消費者信用契約に関する EU 指令（2008/48/EC）の国内法化に伴う改定部分

結局フランスでは、上限金利規制に関連して、消費者信用契約に関する EU 指令に伴い変更された消費法典の条文は、総計実質利息算出規定に関する L.313-1 条において、消費者信用取引における総計実質利息の算出に含まなくてよい費用として、公正証書の作成手数料についてあげた箇所のみである（下記引用の下線部分）。なお、当該 EU 指令では 2010 年 5 月が各加盟国における国内法化の期限となっていたが、

¹⁴ 2009/12/10 の上院経済問題委員会議事録

http://www.assemblee-nationale.fr/13/rapports/r2150.asp#P505_125994 の Article 8

¹⁵ 抱合せ販売の禁止については、2001 年 12 月 11 日に成立した MURCEF 法(Mesures Urgentes de Réforme à Caractère Economique et Financier、経済金融の特性に対する緊急改革対策法)に規定されており、現在では通貨金融法典 L.312-1-2 条に組み入れられている。当時、銀行を中心に融資契約の際に死亡・重度障害保険への加入が必須（融資契約と保険契約とのワンライティング形式による）とされていたことが社会問題になっていたという事情が関係している（原輝史「フランスにおける消費者金融の実態」<http://www.waseda.jp/prj-ircfs/pdf/ircfs02-003.pdf> 等）。ただし、消費者信用契約に関する EU 指令（2008/48/EC）では、消費者信用契約に関する抱合せ販売禁止条項を設けるか否かについて、各加盟国の裁量を認めている（全文 22）

フランスにおいては EU 指令関連だけでなく広範囲の改正が行われたため、改正法の発効は 2011 年 5 月 1 日からとなっている。

消費法典 L.313-1 条：

いかなる場合であっても、貸付の総計実質利息を決定するにあたっては、レファレンスとされる実質利率の場合と同様、いかなる様態であれ、貸付に際して介在する仲介者に対して支払われ又は負担されるものを含め、直接間接のいずれであれ、費用、手数料、又は他のあらゆる種類の報酬が利息に加えられるものとし、当該費用、手数料、又は報酬が実現された立替金に相当する場合でも同様である。

ただし、L.312-4 条～6 条（不動産信用取引に関し、消費者に提示される融資契約の広告）と、L.312-7 条、L.312-8 条（不動産信用取引における融資契約の事前条件提案書）の適用において、与信に伴う担保に関連する費用及び公の吏員への手数料額を最終契約締結前に確定させることができない場合に限り、これらの費用は上記に規定する総計実質利息に含まれない。

本法第 1 章の適用範囲に入る融資契約（消費者信用取引）については、総計実質利息には公正証書の作成手数料は含まない。

注：（ ）内の文言は当社による補記

2. 貸金業者による貸出金利の実態について

(1) 大手貸金業者による貸出金利の状況

フランスにおける消費者信用（ノンバンク）の貸付事業者は、金融会社である。大手の金融会社は大手銀行のグループ子会社となっているものが多く、例えば最大手金融会社 CETELEM 社は BNP Paribas の子会社である。

本調査においては、フランスにおける金融会社の大手 3 社（CETELEM、COFINOGA、SOFINCO）について、インターネット及び電話により、一般消費者向けに表示・提示されている貸出金利の状況を調査した。フランスの大手金融会社では、割賦（クローズドエンド）方式¹⁶のパーソナルローン（目的ローン及び使途自由ローン）、オープンエンド方式¹⁷であるリボルビングローン（カードありのタイプとカードなしのタイプとがある）を提供しており、これらの各商品の貸出金利の状況をまとめたものが表 2 である（参考までに、クレジットカード付帯のカードローンも掲載している）。

ただし、具体的な金利水準や手数料情報等の個別情報は、フランスにおける現住所や生年月日を口頭で伝えるか又はウェブ上で入力しないと得られない（この段階で信用情報機関に照会がかけられることになる）ため、表 2 で掲げているのはその直前まで得られた調査結果である。

まず表示金利（表 2 の a）については、前章で確認したとおり総計実質利息の率（実質年率）が消費者に表示されており（消費法典 L.311-4 条による）、また実質年率とともに、元本債権に乗じて算出する金利の計算において適用する年率が、名目年率として併記されている（同じく消費法典 L.311-4 条による）。実質年率と名目年率の差は、事務手数料等であると説明される。

2010 年 10 月 1 日現在の個人融資の高利上限は、融資額が 1,524 ユーロ以下では 21.32%で、1,524 ユーロ以上では 8.15%となっている（それぞれ、2010 年第三四半期の信用機関における実質利息＜フランス銀行による調査結果＞の 4/3 倍）。

これを反映して、割賦方式のパーソナルローン（目的ローン及び使途自由ローン）は、クローズド型ローンの上限金利である 8.15%ぎりぎり設定の会社もあるが、上限金利以下で設定されている。一方のオープンエンド方式リボルビングローンの上限金利は 19.32%と高めであるが、こちらの商品においても各社とも上限金利以下の設定がなされており、一見上限金利を上回ったような実質年率の会社の商品も見受けられるが、この会社では、信用（生命）保険料を実質年率に算入しているためであり、この保険料を除くと上限金利をぎりぎりクリアする設定になっている。また、1,524 ユーロの上下で商品を分ける会社もあり、非常にこの上限金利が意識されていることがわかる。

¹⁶ 返済回数や 1 回あたりの返済額を融資時点で確定する返済方法を言う。

¹⁷ 融資時点において、返済回数や 1 回あたりの返済額が確定しない返済方法を言う。

表2 大手貸金業者による貸出金利の状況：フランス

(各社の上方がオープン型、下方がクローズド型 (含む目的ローン)、イタリックはクレジットカード付帯のカードローン) 2010年10月末現在

貸付条件 【仏では貸付枠又は上限額】	表示利率…a	aに含まれている手数料等	aに含まれない手数料等(必須のもの)…b	b以外の手数料等(任意のもの)	備考※4
CETELEM 社					
リボルビングローン (カードなし)					
貸付上限額：6,000 ユーロ	実質年率※1 変動 21.15% (名目年率※2 変動金利 19.19%) (注：上限金利を超えているが信用(生命)保険料を除けばクリアしている。)	信用(生命)保険料：1ヶ月あたり最大6ユーロ(64歳以下)又は最大7.5ユーロ(64歳超) ←名目年率と実質年率の差額 1.96%は、信用(生命)保険料と事務手数料等※3		注：CETELEM 社では任意である団体信用(生命)保険料※5も実質年率に入れて表示している。よって表示利率は上限金利を超過しているが、保険料を除けば、上限以下。	延滞違約金(元本の8%又は4%) 返済不能違約金(元本の8%+未払利子)
個人ローン(目的物あり・クローズド型)					
貸付限度額：5,000~99,999 ユーロ	実質(固定) 2.5%~8.15% (名目 固定 2.47%~) *借入金額と返済回数により異なる。	←名目年率と実質年率の差額 0.03%~は、事務手数料等※3		信用(生命)保険料：1ヶ月あたり最大6ユーロ(64歳以下)又は最大7.5ユーロ(64歳超)	同上
カードローン(ショッピング機能以外にリボローン機能がついている)					
貸付限度額：4,500 ユーロ	実質 変動金利 21.15% (名目年率 変動 19.19%) (注：上限金利を超えているが信用(生命)保険料を除けばクリアしている。)	信用(生命)保険料：1ヶ月あたり最大6ユーロ(64歳以下)又は最大7.5ユーロ(64歳超) ←名目年率と実質年率の差額 1.96%は、信用(生命)保険料と事務手数料等※3		注：CETELEM 社では任意である団体信用(生命)保険料も実質年率に入れて表示している。よって表示利率は上限金利を超過しているが、保険料を除けば、上限以下。	同上
COFINOGA 社					
リボルビングローン (カードなし)					
貸付上限額：6,000 ユーロ	実質 変動 15.00% (名目年率 変動 13.98%)	←名目年率と実質年率の差額 1.02%は、事務手数料等※3		団体信用(生命)保険料(任意) 毎月の借入残高の0.50% (月利)	延滞違約金(元本の8%又は4%) 返済不能違約金(元本の8%+未払利子)
リボルビングカードローン (カードあり)					
貸付限度額：21,500 ユーロ	実質 変動 19.26%(名目年率 変動 17.618%)	←名目年率と実質年率の差額 1.642%は、事務手数料等※3		団体信用(生命)保険料(任意) 毎月の借入残高の0.50% (月利)	同上
目的ローン(自動車ローン：二者契約の場合)					
貸付限度額：4,000~38,000 ユーロ	実質 変動 2.70%~6.90% (名目年率 変動 2.667%~6.691%)	←名目年率と実質年率の差額 0.033%~は、事務手数料等※3		団体信用(生命)保険料(任意) 借入額の0.083% (月利)	同上

貸付条件 【仏では貸付枠又は上限額】	表示利率…a	aに含まれている手数料等	aに含まれない手数料等(必須のもの)…b	b以外の手数料等(任意のもの)	備考※4
目的ローン(リフォーム、レジャーローン)					
貸付限度額: 4,000~21,500ユーロ	実質 変動 2.70%~6.90% (名目年率 変動 2.667% ~ 6.691%)	←名目年率と実質年率の差額 0.033%~は、事務手数料等※3		団体信用(生命)保険料(任意)借入額の 0.083%(月利)	NA
カードローン(クレジット国際ブランド提携カード)					
貸付限度額: 90~21,500ユーロ	・1,524ユーロまで: 実質 変動 21.14% (名目年率 変動 19.183%) ・1,525ユーロ以上 11,500ユーロまで: 実質 変動 19.26% (名目年率 変動 17.618%) ・11,501ユーロ以上 21,500ユーロまで: 実質 変動 14.50% (名目年率 変動 13.543%)	←名目年率と実質年率のそれぞれの差額 1.957%、1.642%、0.957%は、事務手数料等※3		団体信用(生命)保険料(任意) 毎月の借入残高の 0.60%(月利)	同上
SOFINCO 社					
リボルビングローン(カードなし)					
貸付上限額: 1,500~21,500ユーロ	実質 変動 19.2% 名目 変動 17.692%	名目年率と実質年率の差額 1.508%~は、事務手数料等※3		団体信用(生命)保険料(任意): 毎月の返済額の 0.5% (ご参考: 対借入残高では約 6%)	延滞違約金(元本の 8%又は 4%) 返済不能違約金(元本の 8%+未払利子)
個人ローン(クローズド型)					
貸付限度額: 5,000~40,000ユーロ	実質 変動 2.50%~7.90% (名目年率 変動 2.472% ~ 7.628%)	名目年率と実質年率の差額 0.028%~は、事務手数料等※3		団体信用(生命)保険料(任意): 毎月の返済額の 0.5% (ご参考: 対借入残高では約 6%)	NA
カードローン(クレジット国際ブランド提携カード)					
貸付上限額: 1,500~21,500ユーロ	実質 変動 19.2% 名目 変動 17.692%	名目年率と実質年率の差額 1.508%~は、事務手数料等※3		団体信用(生命)保険料(任意): 毎月の返済額の 0.5% (ご参考: 対借入残高では約 6%)	NA

※1 taux débiteur「名目年率」…元本債権に乗じて算出する金利の計算において適用する年率

※2 taux (annuel) effectif global<TEG 又は TAEG と省略される> 「総計実質利息」… T(A)EGについては消費法典 L.313-1 条にて規定。上記の名目年率で計算された利息に、保険料、事務手数料など債務者が必須で負担する料金を含めた総額を年利に換算したもの。

※3 事務手数料等…事務手数料が最も代表的な手数料であるが、実際には事務手数料の他に、口座開設手数料、口座サマリー作成手数料等が含まれる。

※4 返済不能時に関する規定については、消費法典 D.311-12 条に規定。また、消費法典 L.311-30 条及び D.311-11 条により、借主が返済不能状態に陥った場合について規定。

※5 貸し手が準備している団体信用(生命)保険の内容は、死亡・重度障害、労働災害、失業による返済不能時を担保する総合的な信用(生命)保険である。なお、既述のとおり“信用保険改革”により、現在では借り手が自由に保険会社も内容も選択できるが、借り手の健康状態によっては団体信用保険より保険料が高くなることもある。

(2) 上限金利規制上の「みなし利息」及び保証業者による保証料を含めた貸出金利の状況

① 平均的な事例

1.にて既述のとおり、フランスでは消費法典L.313-1条に基づき、実質年率(TEG)は全ての費用、手数料、あらゆる種類の報酬を加えたものとされており、不動産取引の一部の費用を除いて例外はない。

そのため、今回の大手貸金業者による実態調査においても、融資契約に必須であるにもかかわらず実質年率に含まれていない手数料等(表2のb)はない。

特に信用(生命)保険については、(1)にて既述のとおり、強制加入の場合には実質年率に含むべきものという解釈が従来からなされており、また抱合せ契約禁止条項もあることから、消費者信用契約にあたって信用(生命)保険への加入を必須としている事業者はない。ただしCetelem社のように、任意加入の信用(生命)保険料を実質年率に含めて表示している事業者はあり、信用(生命)保険への加入を積極的に行っていることが伺える。なお、任意の信用(生命)保険に加入をしない借り手に対して、保険加入なしでのサービス提供をするかどうかについて、基本的には提供されているという認識である。ただ、実際の借入内容は個別対応だと推測される実態も見られ、減額をして融資する場合などがある模様である。

また、既述のように、フランスでは保証業者による保証は、不動産融資では必須(実質年率(TEG)には含まれる)であるものの、消費者信用(無担保融資)においてほとんど利用されていない。

② 極端な事例

今回のフランスの調査では、表示利率以外に何らかの名目で多額の費用等を徴求し、実質的に高金利の貸付が行われているような極端な事例は見られず、一般にも問題として出てきていないようである。インターネット上の掲示板等でも、手続き上の問題は書き込みがあるものの、高金利に関するものはほとんど確認されていない。

フランスでは、貸金業に関する相談・苦情対応を行っている機関(過剰債務委員会)の存在が大きいとも言える(委員会については3.で後述)。

(3) 上限金利規制の対象とならない費用の実態

消費者信用取引にあたって借入人が負担する費用のうち、上限金利規制の対象とならないものとしては、任意加入の信用（生命）保険料がある。フランスでは、信用（生命）保険は、通常、死亡・重度後遺障害、失業保険などを含む広いカバレッジになっていることが多いため、保険料は年率にして6%程度とかなり高い水準に設定されている。なお、信用（生命）保険料の設定方式には、①毎月定額、②毎月の借入残高の一定割合、③毎月の返済額の一定割合があり、事業者によって異なる方法が適用されている。

この他に、借手の事情によるその他の手数料である延滞時の延滞違約金や返済不能時の違約金は、上限金利規制におけるみなし利息には含まれない。ただし消費法典によりこれらの手数料については別途上限が設けられており¹⁸、実際の水準はこの上限に張り付いた提示になっている。

- ◆ 延滞時の延滞違約金（消費法典 D.311-12 条）

借主が延滞したとき、貸主が融資元本の一括返済を要請しない場合、貸主は借主に未払いの返済期間到来融資元本の8%相当額を違約金として請求することができる。貸主が返済の繰延べを許可した場合は、この違約金は繰り延べられた融資元本の4%相当額に減額される。

- ◆ 借主が返済不能状態に陥った場合（消費法典 L.311-30 条及び D.311-11 条）

貸主は融資残額の全額と未払い利子の全額に加えて、違約金として融資元本残額の8%を借主に請求できる。

なお、消費法典 L.313-12 条及び民法典 L.1244 条で、貸主と借主間で返済問題が解決できない場合は小審裁判所に判断を仰ぐことができる。ただし返済期間は2年を超えることができない。

¹⁸仏国立消費研究所（消費者庁監督下の公的機関）がまとめたリボルビング契約に関する消費者啓蒙文書より

http://www.conso.net/bases/5_vos_droits/1_conseils/conseil_30_e23-le_credit_renouvelable.pdf

3. 国内における上限金利規制についての議論の状況

フランスでは、既存の規制の潜脱に係る議論や、上限金利規制の見直しにかかわる議論は特に確認されていない。

フランスでは過剰債務委員会が3年ごとに過剰債務の実態に関する調査を行っており、その結果等に基づいて、過剰債務問題への対応に向けた行動がとられている。過剰債務委員会とは、1989年に過剰債務者救済を目的として制定されたニエツ法（1993年に消費法典L.311条～L.333-8条に統合）に基づいて制定された組織で、過剰債務に陥った人々の債務返済調停がミッションである。

(1) 過剰債務の実態

過剰債務委員会の3年ごとの過剰債務実態に関する直近の調査結果からの抜粋は以下のとおりである。（次回の公表は2011年9月頃）

過剰債務委員会の統計によると、過剰債務状態にある家計数は増加しており、2007年3月には70万件以上となり、2002年から2006年にかけての申立ての年間増加率は6.5%と高くなっている。ただし、これは2004年の司法改革による個人再生手続きの制定が背景にあると考えられる。1990年以降2006年までの申立て件数は、総計200万件を超え、その内受理された件数が170万件、承認された再生計画協定は100万件強、手続きが終了したものが25万件、判事の許可を得て委員会が勧告処分を検討しているものが23万件、個人再生手続きが6万件となっている。

また、同調査では債務者に関する属性情報（結婚歴、年齢、子供の数、職業、年収等）を集計し、過剰債務者の属性特徴や、債務の内訳の分析などを行っているが、過剰債務の発生原因の推定も行っている。発生原因については、7割以上が失業、離婚などの受動的債務であり、社会的責任が大きいという認識がある。能動的債務は3割弱で、その半数が過剰貸付によるものである。

(2) 過剰債務者対策の改定

2010年消費者信用改革法では過剰債務者の保護機能を強化する規定が設けられている¹⁹。（2010年11月1日施行）

- ① 過剰債務者の早期復帰
 - 再生計画期間を最長10年から8年に短縮
 - 支払事故情報ファイル（FICP）被登録期間を事故後8年間から5年間に短縮

19

<http://www.banque-france.fr/fr/instit/telechar/services/information-generale-loi-la-Lagarde.pdf>

- フランス銀行による過剰債務案件への指導手順を効率化してこれまで6ヶ月要したものを3ヶ月に短縮
 - 住宅取得による過剰債務者については再生計画策定審査で拒否しない。
- ② 多重債務者の保護強化
- 債権者による過剰債務者の差押財産に対する処分実施を、過剰債務再生計画確定まで保留すること。
 - 過剰債務者の住居からの強制退去を裁判所権限で再生計画確定まで保留すること。
 - 金融機関は過剰債務再生計画を提出した人に対する金融業務を継続すること。
- ③ 事故情報ファイル被登録者の権利強化
- 消費者は FICP への登録情報照会を郵送で行えるようにすること。
 - 銀行は FICP に記録されている情報を営業活動に使うことができないように法律で厳しく制限する。

なお、過剰債務返済計画（受領、返済計画合意締結、計画完了等）の統計もフランス銀行のサイトで参照できる²⁰。

²⁰ http://www.banque-france.fr/fr/publications/telechar/catalogue/stat_surend.pdf（1990-2009の年次統計）
http://www.banque-france.fr/fr/instit/protection_consommateur/secretariat_des_commissions_de_surendettement_barometre.htm（2006年9月期～2010年6月期までの四半期統計）

ドイツ

1. ドイツの上限金利規制について

ドイツの金銭の貸付に係る上限金利規制の内容を調査する。また、近年規制内容の見直しが行われている場合には、その内容及び経緯についても調査を行う。

(1) 上限金利規制の有無と根拠法（成文法・判例法の別を含む）

① 民事法上の規制

ドイツでは金利上限に関し、実定法上は以下のような民法典における抽象的な規定しか存在せず、具体的な上限金利の規制は判例及び連邦銀行による月報²¹（記載の市場金利）を通じて行われる。

ドイツ民法典 138 条（善良な風俗に反する法律行為、暴利行為）：

第 1 項 善良な風俗に違反する法律行為は、無効である。

第 2 項 特に、ある者が他人の急迫、無経験、判断能力の欠如又は意思の重大な薄弱に乗じて、自ら又は第三者に、給付と際だった不均衡にある財産的に有利な給付について約束又は保証させる法律行為は、無効である²²。

なお、同条 1 項の「善良な風俗に違反する法律行為」であるか否か、また、同条 2 項（暴利行為禁止規範）所定の「給付と際だった不均衡にある財産的に有利な給付」であるか否かは、判例及び連邦銀行の実務を通じて決定²³される。

消費者金融の判例はなく、分割払い（割賦）クレジット（Ratenkredit）の例ではあるが、同条の公序良俗違反行為の判断基準としての絶対的利息差異に関する代表的な判例としては次のようなものがある。

²¹ http://www.bundesbank.de/download/volkswirtschaft/monatsberichte/2010/201012mb_bbk.pdf（詳細は注 29 で後述）

²² 同条の邦訳は、ディーター・ライポルト〔著〕＝円谷峻〔訳〕『ドイツ民法総論——設例・設問を通じて学ぶ——』成文堂（2008 年）450 頁以下の条文資料によった。なお、2011 年 1 月現在までに同条の改正はなく、そのままの規定が維持されている。ドイツ民法典の原文は、<http://www.gesetze-im-internet.de/bgb/>

²³ 同条 1 項と 2 項の適用関係としては、まず、2 項は 1 項の対象を一部具体化しただけの例示的な規定であるとされている。したがって、2 項の要件を満たさない場合でも 1 項には該当する「暴利類似的な（法律）行為（wucherähnliche (Rechts-)Geschäfte）」が存在することとなる。（Beck'scher Online-Kommentar, Edition 18 (2010), BGB § 138, Rn. 41 参照）

判例：連邦通常裁判所 1988 年 3 月 24 日判決 (BGHZ 104,102) ²⁴

- ① 給付と反対給付の不均衡性の判断にあたっては、取引の実質年利息と市場金利との比較が重要な基準となる
- ② その際には、利息比較の客観的・画一的基準を排し、「契約の付随事情、すなわち、割賦信用銀行と、市場金利を決定付けているユニバーサル銀行との間にある、コストやリスク構造の相違も考慮に入れなければならない」
- ③ 具体的には、「市場通常金利を 90～100% 上回り、かつ、銀行から提示された信用条件により借主の負担が著しく過重になれば暴利性が肯定される」と判示²⁵

この他に、割賦販売に関して「市場金利との差が 12%」という基準が「2 倍」という基準と類似の機能を果たすとされた判決（連邦通常裁判所 1990 年 3 月 13 日判決²⁶）や、事業性資金の短期貸付の仲介手数料に関して「信用手数料が市場慣行の約 2 倍」という基準を超えているため良俗違反であるとされた判決（連邦通常裁判所 1991 年 2 月 19 日判決²⁷）がある。

② 刑事法上の規制

刑事法上は、法律（＝実定法）による規制が行われている。ただし、金利を直接規制する特別法は存在せず、一般法である刑法典による規制があるのみである。

刑法典 291 条（暴利罪）による規制²⁸：

ドイツ刑法典 291 条（暴利）：

- 第 1 項**
- 1 居住場所の賃貸又はそれに結びつく付随的給付について
 - 2 信用貸しの供与について
 - 3 その他の給付について、又は
 - 4 上に掲げる給付の斡旋について

給付又はその斡旋と著しく均衡を失する財産上の利益を、自己又は第三者に対して約束又は供与させることにより、他の者の強制状態、経験の未熟さ、判断力の不足又は著しい意思の弱さにつけこんだ者は、3 年以下の自由刑又は罰金に処する。複数の者が、給付者、仲介

²⁴Neue Juristische Wochenschrift 1988, S. 1659 ff. 参照。

²⁵ 角田美穂子「ドイツにおける消費者金融法」法律時報 77 卷 9 号（2005 年）51 頁参照。

²⁶ BGH, Urteil v. 13. 3. 1990 - XI ZR 252/89; BGH NJW (Neue Juristische Wochenschrift) 1990, 1595-1597 頁

²⁷ BGH, Urteil v. 19. 2. 1991 - XI ZR 319/89; BGH NJW (Neue Juristische Wochenschrift) 1991, 1810-1811 頁

²⁸ 同条の邦訳は、法務省大臣官房司法法制部作成「法務資料第 461 号 ドイツ刑法典」（2006 年 3 月 1 日現在）によった。なお、2011 年 1 月現在までに同条の改正はなく、そのままの規定が維持されている。ドイツ刑法典の原文は、<http://www.gesetze-im-internet.de/stgb/index.html>

者として又はその他の方法で協力し、これにより、財産上の利益全体と反対給付全体との間に著しい不均衡が生じたときは、第1文は、過大な財産上の利益を得るため、自己又は第三者のために他の者の強制状態又はその他の弱さを悪用した者にも妥当する。

第2項 犯情の特に重い事案では、刑は6月以上10年以下の自由刑とする。

犯情の特に重い事案とは、原則として、行為者が

- 1 行為により他の者を経済的な困窮状態に陥れたとき
- 2 行為を業として行ったとき、又は
- 3 手形により暴利的な財産上の利益を約束したとき

である。

(2) 規制対象

民事法上及び刑事法上の規制対象となる者及び対象となる取引（対消費者取引のみか／事業者間取引も含まれるか）については以下のとおりである。

① 民事法上の規制対象

民法典138条はあらゆる契約形態を射程に入れる一般規定²⁹であり、自然人、法人ともに対象となる。また、対象となる取引も限定されず、対消費者取引のほか事業者間取引にも適用される。

② 刑事法上の規制対象

- 対象となる取引の主体（刑法典291条）：

- ◆ 自然人。

なお、ドイツでは自然人のみが犯罪行為を行うことができ、これに対してのみ刑罰を課すことができるとの理解から、法人（企業等）に対しては刑罰を課すことはできないとする考え方が一般的である。

- ◆ とりわけ「行為を業として行った」行為者は、前項で記載のとおり291条2項の加重類型に該当する。

- 対象となる取引：規定なし

(3) 上限金利の水準

(1) で記載のとおり、ドイツにおいては、実定法上、上限金利の水準については規定がない。

ただし、既述のような判例法理から上限金利の目安を市場金利の2倍として計算

²⁹ Beck'scher Online-Kommentar, Edition 18 (2010), BGB § 138, Rn. 3 参照。

してみると、2010年10月の市場金利（実質年利息）が6.89%³⁰であることから、上限金利は13.78%程度と推測される。ちなみに、2009年9月の市場金利（実質年利息）³¹、は7.03%で、上限金利は14.06%程度である。

ただし、実態としては公的金融機関が上限金利よりも低い利息（約7～9%）で個人向け無担保貸付を行っており、民間の銀行もその低水準の金利に追随しているという状況³²のようである。

（4）規制に違反した場合の効果

① 民事法上の規制（民法典 138 条）

同条1項又は2項により暴利を課す契約は無効とされる。

なお、この“無効”に関するコメンタール・解釈はあまり資料がないが、例えばザールランド大学の Helmut Rüßmann 教授の「公序良俗違反（民法 138 条）」に関する論文³³によると、「（暴利を課す契約において）借り手は市場通常金利も含め金利を一切支払う必要がない。既に払った金利はその返還を請求することができる」との主張がなされ、取引が上限金利に変更されるのではなく、取引全てが無効になるという解釈のようである。ただしこの論文でも、この根拠付けには賛否両論あり、上限金利までの金利がなくなることについても批判があるとも書かれている。

② 刑事法上の規制（刑法典 291 条）

同条1項により、3年以下の自由刑又は罰金刑が科せられる。

³⁰ ドイツ連邦銀行の年報より。ここでは市場金利として、2010年12月月報110頁の6. ドイツの銀行 b) 新規貸出ベース表：「個人家計へのクレジット（Kredite an private Haushalte）」中の「当初の利息に拘束される消費者クレジット（Konsumentenkredite mit anfänglicher Zinsbindung）」における「合計（insgesamt）」「実質年利率（effektiver Jahreszinssatz）」を適用

（http://www.bundesbank.de/download/volkswirtschaft/monatsberichte/2010/201012mb_bb_k.pdf）。本統計における「消費者クレジット」の定義は、「財やサービス〔の購入〕のため個人的使用の目的で供与されるクレジット」であり、他方、「その他の消費者クレジット」は、「業務、債務の整理、職業訓練等のその他の目的のために供与されるクレジット」と定義されている（同年報109頁脚注4及び5参照）。また、同年報でも、実質年利率には、「照会、管理、書類の作成、保証（Guaranties）、クレジット保険（Kreditversicherung）等の場合によっては発生するその他の費用」が含まれると定義している。

³¹ 金融庁「各国における貸金業等の状況」資料（2009年11月月報128頁）

（http://www.bundesbank.de/download/volkswirtschaft/monatsberichte/2009/200911mb_bb_k.pdf）

³² 岡林伸幸「ドイツにおける貸金業関係法の現状と日本の課題」現代消費者法 No.7（2010年）29頁参照

³³ Helmut Rüßmann, "Bürgerliches Vermögensrecht"

<http://ruessmann.jura.uni-sb.de/bvr2006/download/BuchBVR2006.pdf>

なお、同条2項により、所定の「行為を業として行った」行為者は6月以上10年以下の自由刑に処せられる。

(5) 金利規制の対象となる「みなし利息」に含まれるもの

民法典138条の暴利行為禁止規範の適用にあたり、みなし利息にあたる「信用手数料 (Kreditkosten)」に何が含まれるかは、貸付人及び借入人の状況により個別に判断される。

例えば、事業性資金の短期貸付の仲介手数料に関して同条が適用された判決（連邦通常裁判所1991年2月19日判決）では、本件では「金融仲介業者と貸付人（金融機関）とが協働 (Zusammenarbeit) の関係にあり、料金債権の額について知識があった³⁴」との控訴判決に基づき、仲介手数料が信用手数料に含まれるとの判断がなされた。しかし判決文中では「本件の貸付人側の規則では、仲介手数料が信用手数料に含まれるものとされている」が、「しかしその規則は、借入人とのコンタクトが容易な場合など、他の信用にも軽々しく適用されるべきではない」とあり、信用手数料に何が含まれるかは借入人と貸付人の関係を考慮に入れて総合的に判断されるものと考えられる。

判例：連邦通常裁判所1991年2月19日判決³⁵

- ① 公序良俗違反となるか否かは、給付と反対給付との不均衡の程度による。通例、「当事者同士で合意された信用手数料 (Kreditkosten) が市場慣行を100%上回」った場合、不均衡であると認められる。
- ② 本事案における貸付人（金融機関）の規則では、仲介手数料 (Vermittlerkosten) は信用コストに含まれるとされていた。判決では、「一般に、多くの支店を持つ金融機関ならば、当然には仲介手数料が信用コストに含まれることが妥当とはいえない」としつつも、「本事案では、金融仲介業者と貸付人とが協働関係にあったことから、本判決では仲介手数料を信用コストに含めるものとして考える」との判断がなされている。

ただし民法上の消費者消費貸借契約³⁶の場合、給付と反対給付の不均衡性の判断にあたって「取引の実質年利息と市場金利との比較が重要な基準となる」³⁷とあり、消

³⁴ 本件において、原告である借入人は農業従事者であり、被告は融資を仲介した金融仲介業者及び融資を実行した金融機関である。原告による事業性資金の借入において、金融仲介業者が仲介料の名目で受取っていた金銭が、上限金利規制との関係で問題となった。

³⁵ BGH, Urteil v. 19. 2. 1991 - XI ZR 319/89; BGH NJW (Neue Juristische Wochenschrift) 1991, 1810-1811 頁。

³⁶ 消費者消費貸借契約は、「貸主としての事業者と借主としての消費者の間の有償の消費貸借 (民法典491条1項)」を指す。

³⁷ 連邦通常裁判所1988年3月24日判決。前掲脚注24(18頁)を参照。

費者信用における一般的な暴利性の判断にあたっては実質年利息によって表される「総費用」が用いられると考えられる。

総費用は、「総費用及び実質年利息は価格申述の規定に関する政令（Preisangabenverordnung; PAngV）³⁸第6条³⁹にもとづき算出される（民法典施行法 Artikel 247 第3条2項）」が、同条第3項では、信用供与との関連性において借主が支払わなければならない費用は、同項にて限定列挙されているものを除き、総費用に算入すると規定している。

従って、保証料（与信を受けるにあたり強制されるものに限る）や契約締結費用はいずれも「総費用」に含まれるものと考えられる。当座貸越枠設定手数料等の口座関連手数料や債務弁済費用については、①口座の開設が強制的なものではなく、②信用供与契約又はその他の契約において、消費者に対し、これらの費用について明確・個別の表示がなされている場合に限り、総費用に含めず別途徴求することが認められる。

価格申述の規定に関する政令 第6条信用供与（§ 6 Kredite⁴⁰）

第1項 信用供与（Kredit）において価格として表示されるのは、信用供与の年利息としての総費用であり、総費用は「実質年利息（effektiver Jahreszins）」として表される。

第3項 表示される利息の計算にあたっては、総費用として、借り主によって支払われる金利及び借り主が信用供与との関連性において支払わなければならない費用、また、貸し主に告知されている仲介費用が生じた場合にはその費用を含むその他の全ての費用が、以下の費用を除き算入される。

- 1 信用供与から生じる義務の不履行の際に借り主が負う費用⁴¹
- 2 借り主が商品又はサービスの購入時に現金いかクレジット払いに関係なく負担することとなる購入価格以外の費用
- 3 支払い及び要求される信用供与金額が記帳される口座の管理のための費用、支払いが行われかつ信用供与金額が要求されうる支払信用手段の利用のための費用及び支払取引のためのその他の費用。ただし、口座開設が信用供与の条件となっている場合や口座に関連する費用が信用供与契約にも消費者との間に締結されたその他の契約にも明確かつ個別に

³⁸ 同政令の現在の形は2002年10月18日に作成されたが、消費者信用契約のEU指令の国内法化の必要もあり直近では2009年7月29日に改正（2010年10月11日発効）され、第3項5号は現在のような内容と改正され（公証費用）、6号（不動産貸付の保証）が加わった。同政令の条文は、<http://www.gesetze-im-internet.de/pangv/BJNR105800985.html>

³⁹ 同条の邦訳は当社による仮訳。

⁴⁰ “Kredit” は消費契約（Darlehen）と同義でありここでは信用供与と訳出。

⁴¹ 遅延違約金等がこれに該当すると考えられる。

示されていない場合は除く⁴²

- 4 信用供与又は予定された契約条件である 信用供与の前提条件ではない保険及びその他の追加的給付のための費用
- 5 公証費用
- 6 民法典 503 条所定の不動産貸付契約の際の安全性（保証）のための費用

【抱き合わせ販売（kombinierte Angebote）の禁止条項について】

抱き合わせ販売について、消費者信用契約に関する EU 指令 2008/48/EC 前文 22 は、禁止条項を設けるか否かを各国の判断に委ねている。これについてのドイツの対応を見ると、同指令及び指令 2007/64/EC（支払サービス指令）の国内法化を実施する際、民法典施行法に以下のように規定している。

民法典施行法 8 条 1 項 1 文⁴³

貸主が、消費者消費貸借契約の締結のために、借主が貸主の追加的給付を受け入れること又は新たな契約、とりわけ保険契約又は口座管理（Führung）契約を締結することを要求する場合、貸主はこれを契約前の情報と共に通知しなければならない。

同条文から、消費者消費貸借契約の締結の際に保険契約の締結を要求することは許容されていることがわかる。

また、同じく 2009 年 7 月 29 日に改正された価格申述の規定に関する政令には、クレジット契約の広告に関する規定である 6a 条（6 条の 2）が新設され、下記のように同条 4 項が、広告に際して保険契約（Versicherungsvertrag）の締結が要求されることを前提にその契約内容の明確な表示を義務づけており、反対解釈すれば、保険契約の締結を要求することは禁止されていないと言える。

価格申述の規定に関する政令 6a 条 4 項

広告を表示した者が保険契約又はその他の追加的給付に関する契約の締結を要求し、その契約のための費用が事前に確定され得ないときは、その契約の締結が義務づけられている旨目立つ箇所に明確かつ明瞭に記載されなければならない。

以上から、ドイツにおいては抱き合わせ販売を許容する明確な条文はないものの、保険契約等の抱き合わせ販売が前提とされ許容されていると言える。

⁴² ジーロ口座の手数料等が該当すると考えられる。

⁴³ 同条は当社による仮訳。

2. 貸金業者による貸出金利の実態について

(1) 大手貸金業者による貸出金利の状況

ドイツでは金銭の貸付を行う場合、信用制度法に基づき、連邦金融監督庁 (BaFin) から信用機関としての免許を受けることが必要である。そのため、ノンバンクが消費者信用の主な担い手である日本やその他の国と異なり、金融機関のみが消費者金融業務を行っている。特に、ドイツにおける消費者金融に重要な役割を果たしているのが地方銀行、貯蓄銀行、信用協同組合である。このうち貯蓄銀行は、ほとんどが市町村・郡が出資しており、公的銀行とも位置づけられている⁴⁴。

貸出金利の実態について調査するにあたり、貯蓄銀行グループからはバイエルン州立銀行の子会社 **Deutsche Kreditbank** (個人顧客数 200 万人)、民間金融機関からは、消費者金融の主な担い手が加盟しているドイツ銀行専門協会から大手の機関を選び、最大手の **Santander Bank** (個人顧客数 600 万人)、**Credit-Mutuel Group** の **Targobank**、**Deutsche Bank** 子会社の **Norisbank**、**Barclay Bank** 子会社の **Barclay Card** について調査した。今回は、電話、ネット、一部訪問により実態調査を行った。ドイツでは、借入人の信用力によって細かく適用年率が異なるため、ネットや店頭で一般的な実質年率は表示されていない。そのため、個別に適用金利を照会する必要があるが、今回は、上限金利の確認という調査目的にそって、最も悪い信用力を前提として調査した。

調査結果は表 3 のとおりで、主な貸金業の担い手銀行では、全社とも商品としては、クローズド型の分割返済ローン (使途自由) を中心に提供しており、その他に、与信枠が小さいながらカードローン (ショッピング機能以外にリボローン機能が付帯しているもの) を扱っている。

ドイツは、前章で確認したように価格申述の規定に関する政令第 6 条 3 項に挙げられた項目以外全てを含む総費用を実質年利息として表示する (22 ページ参照)。また、前章で確認したように 2010 年 10 月 1 日現在のドイツにおける個人融資の上限金利は 13.78%程度であると予想される (19 ページ参照)。

表 3 を見ると、全社とも (最も信用力が低い人に対する適用金利にも係らず) 上限金利に比べ非常に低い利率が提示されており、上限金利は貸付銀行が金利を決定する際にほとんど意識されていないことがわかる。ただ、**Barclay Card** のカードローンだけは、この上限金利を超えているように見受けられる。

また、ドイツにおいては、実質年率のほかに名目年率も表示してあることが多く、基本的にはこの差は事務手数料等にあたりと理解されるが、銀行側の説明では、この 2 つの金利の計算根拠が異なっていること、また消費者にとって問題となるのは (手

⁴⁴ 「ドイツにおける貸金業関係法の現状と日本の課題」岡林信幸、現代消費者法 No.7/2010.6、28 頁

続手数料を含む) 実質年率だけであるため、銀行の内情により事務手数料やその他の経費が変化した場合は、実質年率を変動させずに名目年率の表示を変えているということであり、この差額については客観的にはあまり意味を持たないようである。これは例えば、**Santander Bank** の分割返済ローン (12 ヶ月) で名目年率が大きくでていることや、**Deutsche Kreditbank** で 12 ヶ月と 24 ヶ月商品の続手数料が大きく異なっていること等に表れている。

表3 大手貸金業者による貸出金利の状況：ドイツ

2010年10月末現在

貸付条件	表示利率…a ※Effektiver Jahreszins (実質年率)	aに含まれている手数料等	aに含まれない手数料等 (必須のもの)…b	b以外の手数料等(任意のもの)	備考
Deutsche Kreditbank					
分割返済ローン(使途自由)					
貸付限度額：50,000ユーロ 貸付額：1,000ユーロ 貸付期間：12ヶ月	実質年率 5.45% ただし、信用力が貸付の条件 (名目年率 1.78%)	手数料は2% (Bearbeitungsgebühr) 名目年率と実質年率の差 1.67%は事務手数料等		死亡、就業不可能、失業の際の 保険：貸付額、貸付期間、年齢、 性別に応じた保険料	遅延手数料は初回3 ユーロ、その後は5 ユーロ(公表なし)
分割返済ローン(使途自由)					
貸付限度額：50,000ユーロ 貸付額：1,000ユーロ 貸付期間：24ヶ月	実質年率 6.45% ただし、信用力が貸付の条件 (名目年率 4.37%)	同上 名目年率と実質年率の差 2.08%は事務手数料等		同上	同上
カードローン(ショッピング機能以外にリボローン機能がついている)					
貸付限度額：1,000ユーロ	実質年率 7.90% (名目年率は変動金利)	特出しなし 名目年率と実質年率の差額 は事務手数料等		同上	同上
Targobank					
分割返済ローン(使途自由) リボキャッシングローン(カードなし)					
貸付限度額：50,000ユーロ 貸付額：1,500ユーロ 貸付期間：12ヶ月	実質年率 3.45%(最大) ただし、信用力が貸付の条件 (名目年率 3.40%(最大))	手数料は12ヶ月の ときは0% (同社の売り) ←名目年率と実質年率の差 0.05%は事務手数料等		死亡、就業不可能、失業の際の 保険：貸付額、貸付期間、年齢、 性別に応じた信用生命保険料 (Kreditlebensversicherung)	遅延手数料は16.90 ユーロ/月(公表なし)
分割返済ローン(使途自由)					
貸付限度額：50,000ユーロ 貸付額：1,000ユーロ 貸付期間：24ヶ月	実質年率 6.26%(最大) ただし、信用力が貸付の条件 (名目年率 5.24%(最大))	18～84ヶ月(6ヶ月区切) の手続手数料は3% ←名目年率と実質年率の差 1.02%は事務手数料等		同上	同上
カードローン(ショッピング機能以外にリボローン機能がついている)					
学生の場合の貸付限度額： 1,000ユーロ 学生以外の場合の貸付限度 額は信用力に応じる	学生の場合の名目金利 9.95% (実質年率の数値公表なし) 学生以外の場合の金利情報は公表 なし	特出しなし ←名目年率と実質年率の差 額は事務手数料等		同上	同上

貸付条件	表示利率…a ※Effektiver Jahreszins (実質年率)	aに含まれている手数料等	aに含まれない手数料等 (必須のもの)…b	b以外の手数料等 (任意のもの)	備考
Barclay Card					
分割返済ローン (使途自由)					
1,000～35,000 ユーロ 貸付額：1,000 ユーロ 貸付期間：12 ヶ月	実質金利 3.9% (高信用度)～17.9% (低信用度) (名目年率 3.83%～16.58%)	Bearbeitungskosten (手続き手数料) 0 ユーロ (同社の売り) 名目年率と実質年率の差 (0.07-1.32%)は事務手数料等		Sicherheitspaket (安心パック)を提供している：貸付額の0.89%	遅延手数料は公表はされていない
1,000～35,000 ユーロ 貸付額：1,000 ユーロ 貸付期間：24 ヶ月	実質金利 3.9% (高信用度)～14.9% (低信用度) (名目年率 3.83%～13.97%)	名目年率と実質年率の差 (0.07-2.61%)は事務手数料等		同上	同上
カードローン(ショッピング機能以外にリボローン機能がついている)					
学生の場合の貸付限度額： 1,000 ユーロ 学生以外の場合の貸付限度額は信用力に応じる	実質金利 18.99% (学生の場合) (名目年率 17.51%) 学生以外の場合の金利情報は公表なし	特出しなし 名目年率と実質年率の差 1.48%は事務手数料等		団体信用生命保険 (任意) 毎月の借入残高の0.50%	同上
Norisbank					
分割返済ローン (使途自由)					
貸付限度額：50,000 ユーロ 貸付額：1,000 ユーロ 貸付期間：12 ヶ月	実質金利 4.9% (24 ヶ月も金利は同様) (名目年率 4.79%)	Bearbeitungskosten (手続き手数料) 最大3% 名目年率と実質年率の差 0.11%は事務手数料等		死亡、就業不能、失業時の保険あり	遅延手数料は公表はされていない
Santander Bank					
分割返済ローン (使途自由)					
貸付限度額：59,999 ユーロ 貸付額：1,000 ユーロ 貸付期間：12 ヶ月	実質金利 6.98% (名目年率 3.59%)	Bearbeitungskosten (手続き手数料) 3.5% 名目年率と実質年率の差額は事務手数料等		死亡、就業不能、失業時、事故の際の信用 (生命) 保険：88 ユーロ (24 ヶ月の場合は 46 ユーロ)	遅延手数料は公表はされていない
貸付限度額：59,999 ユーロ 貸付額：1,000 ユーロ 貸付期間：24 ヶ月	実質金利 6.98% (名目年率 3.397%)	Bearbeitungskosten (手続き手数料) 3.5% ←名目年率と実質年率の差額は事務手数料等		死亡、就業不能、失業時、事故の際の信用 (生命) 保険：88 ユーロ (24 ヶ月の場合は 46 ユーロ)	同上
Kfw Bank					
目的ローン (学生ローン)					
貸付限度額：7,200 ユーロ 貸付額：1,000 ユーロ 貸付期間：12 ヶ月	実質金利 2.1% (貸付期間 24 ヶ月の場合の金利は 2.12%)	Bearbeitungskosten (手続き手数料) なし		死亡、就業不能、失業時の保険あり	遅延手数料は公表はされていない

◇実質年率は諸費用、貸付額、貸付期間等、利率を定める全ての要素から計算される。例えば、名目金利、事務手数料、利息・返済履行の決済期日 (月々、3 ヶ月ごと、年間)、返済額、返済開始時期、支払い相場などである。

◇名目金利は貸付額にかかる金利

(2) 上限金利規制上の「みなし利息」及び保証業者による保証料を含めた貸出金利の状況

① 平均的な事例

ドイツでは、1. で確認したように価格申述の規定に関する政令第6条3項に挙げられた項目以外の全ての費用・手数料を含む総費用が実質年利息として表示される。そのため、与信手続きのための手数料や、事務手数料等がみなし利息に含まれている。手続手数料は、ドイツでは2~3%チャージするのが通常のものであり、これを全て無料にしている **Barclay Card** や、12ヶ月貸付期間の場合にのみ無料にしている **Targobank** などは、この無料を商品のセールスポイントとしている。ただし、事務手数料については、銀行の内部事情やマーケティング戦略が反映されて変動するため、あまり客観的に意味のある数字にはなっていない。

なお、今回の実態調査において、融資契約に必須であるにもかかわらず実質年率に含まれていない手数料等(表3のb)は見受けられなかった。また、保証業者など第三者による債務保証を受けるための費用を借入人に徴求している例はなく、そもそもそのような保証が付されているかどうかとも明示されていない。

② 極端な事例

ドイツの調査において、表示利率以外に何らかの名目で多額の費用等を徴求し、実質的に高金利の貸付が行われているような極端な事例については、全く確認されていない。

マスメディアだけでなく、インターネット上の掲示板等でも、高金利に関する問題は確認されていない。

(3) 上限金利規制の対象とならない費用の実態

実質年利息に含まなくてよい費用(表示価格申述の規定に関する政令第6条3項に挙げられた項目)についての実態は次のようなものである。

- 信用生命保険料

今回の調査において、強制加入のケースは見受けられなかった。また、任意加入の保険については、表示利率の外で表示している。なお、ドイツの信用生命保険は、死亡時だけでなく、就業不能時や失業時もカバーされた幅広い内容が主流のようである。

- 遅延手数料

遅延手数料は、借手の義務の不履行から生じる費用のひとつであり、実質年利息

には含まれない。遅延手数料は公表されていないことも多いが、一般にあまり高くはないようである。Deutsche Kreditbank で初回 3 ユーロ、その後 5 ユーロなどで、Targobank でも月に 16.90 ユーロ程度である。これは、ドイツにおける遅延手数料は、ペナルティという考え方はあまりなく、銀行側としては、遅延時には督促状の送付等をしなければならないことから、その手数料を徴収するという認識である。

3. 国内における上限金利規制についての議論の状況

ドイツにおいて、既存の規制の潜脱に係る議論や、上限金利規制の見直しにかかわる議論は確認されていない。

今回の調査においても確認されたように、ドイツでは実際に、公的金融機関を中心に上限金利よりも非常に低い金利で融資が行われている。また、仮に民間銀行に金利を上げたいという希望があったとしても、マーケティング上の理由から公的金融機関と同水準の低金利に追随せざるを得ない。このように貸付金利が低水準にあるために、上限金利規制の見直し等の議論が起こらないのではないかと推測される。

英国

1. 英国の上限金利規制について⁴⁵

英国の金銭の貸付に係る上限金利規制の内容を調査する。また、近年規制内容の見直しが行われている場合には、その内容及び経緯についても調査を行う。

(1) 上限金利規制の有無と根拠法（成文法・判例法の別を含む）

英国では、金利水準に対する直接的な規制はない。しかし、2006年に改正された消費者信用法（Consumer Credit Act 2006、以下 CCA06 という）には貸し手と借り手との「不公正な関係（unfair relationship）」に関する規定があり、金利を含めた契約条件が利用者にとって不当なものである場合、裁判所によって認められれば、当該契約から借り手を保護するための措置をとることができるようになっている。

1974年に消費者信用法（CCA74）が制定される以前は、年利48%という上限金利規制があったが、消費者信用法の制定過程において、上限金利規制による消費者保護は効果がないものとして、同法には金利水準に関する条項は設けられなかった。ただ、CCA74第137条から140条には暴利的信用取引（extortionate credit bargain）に関する規定があり、裁判所が暴利的取引であると認めた場合には、契約のやり直しをさせることができるとなっていた。

しかし、CCA74の施行から25年以上の間に実際に不当であると実証されたものは10件程度にすぎなかったことなどから、この規定の実効性には疑問が付されていた。そのため2006年の改正消費者信用法（CCA06）では、暴利的信用取引に関する規定を廃止し、代わりに140A条から140D条の不公正な関係（unfair relationship）という新しい概念の規定が加えられた。

これにより、従来のように金利水準や手数料のような契約条件（CCA06第140A条(1)(a)）だけでなく、契約のもとで権利を行使する方法（CCA06第140A条(1)(b)）や、契約の前後を問わず債権者側の作為又は不作為（CCA06第140A条(1)(c)）といった、契約の全ての側面に規制対象が広がった。具体的には、販売者の販売方法（脅迫的なセールス、誤解を招く販売など）や契約後の取立行為なども不公正な関係に該当する。

信用取引が不公正な関係に該当するかどうかは個別のケースごとに裁判所が判断を行う。

⁴⁵ 【翻訳】本章（英国）における翻訳は、基本的に当社の仮訳である。

(2) 規制対象

「不公正な関係」に関する規定は、個人が債務者となる全ての信用取引に適用される。個人には、個人事業主 (sole trader)、組合 (partnership)⁴⁶、その他の法人格なき社団⁴⁷も含まれる。一方、債権者は法人に限定されず、個人間の信用取引であっても適用対象となる。

また、不動産担保の消費者信用契約 (金融サービス市場法が適用されるもの) を除き、消費者信用法の適用対象外となる取引⁴⁸ (金利・総信用手数料を徴求しない与信、総信用手数料が別途定められた率を超えない与信、信用組合による与信、雇用者と被雇用者の間での与信、所定の金額以上の収入又は純資産がある者に対する与信、貸付額 2 万 5,000 ポンド超の事業性資金の与信など) も対象となる⁴⁹。

(3) 上限金利の水準

ある信用取引において適用される金利が「不公正な関係」に該当するかどうかは、借入額や借入期間等の他の契約条件や、借入の目的・性質等を考慮した上で総合的な判断が行われるため、一律に「高利である」とみなされる基準はない。

(4) 規制に違反した場合の効果

「不公正な関係」に該当すると認められた場合には、裁判所の命令により、既に払い込まれた元本及び利息 (全額又は一部) の返還、今後の支払額 (元本及び利息) の減額や免除、借入人の契約上の義務の減免、契約条件の変更、保証人への財産の返還、事業者による特定行為の実施や禁止などが行われる。また、同様の被害が他の消費者との間にも確認されたり、将来的に同様の被害が広がる可能性がある場合など、集団的な利益が阻害されている場合には、公正取引庁 (Office of Fair Trading : OFT) の判断で、消費者信用法に基づく行政執行 (是正通知及び消費者信用免許の停止・取消等) の対象ともなる。

⁴⁶ 組合とは、2 ないし 3 名で構成され、そのいずれもが法人でないものを指す (Office of Fair Trading, “Unfair relationship: Enforcement action under Part 8 of the Enterprise Act 2002 (OFT854),” May 2008, 5 頁)。

⁴⁷ 法人だけが構成員ではないもの (前掲 OFT854, 5 頁)。

⁴⁸ 消費者信用法の適用対象外となる取引は、CCA74 第 16 条とこれに基づく適用除外契約命令 (Consumer Credit (Exempt Agreement) Order 1989)、及び CCA06 第 16A 条、第 16B 条とこれに基づく適用除外契約命令 (Consumer Credit (Exempt Agreement) Order 2007) によって規定されている。

⁴⁹ ご参考までに、法人が借主になる場合は、上限金利規制はない。

(5) 金利規制の対象となる「みなし利息」に含まれるもの

不公正な関係に関する OFT のガイダンス⁵⁰では、金利水準、ならびに総信用費用 (total charge for credit) に含まれるその他の手数料については、契約書等に明示されている限り、それ自体が不公正であるか否かの評価対象にはならないとしている。

しかしながら、CCA06 第 142A 条(2)では、裁判所は不公正な関係についての判断を行う際に、あらゆる関連事項を考慮に入れなければならないとされており、これには信用契約又はこれに関連する契約の費用も含まれると考えられるため、OFT は、借り手にとって過剰な費用を伴うという理由により、裁判所がその信用契約を不公正であると判断する余地は十分にあるという見解を示している⁵¹。

なお、消費者信用法では、金利水準についての判断は総信用手数料 (total charge for credit) に基づいて行われることになっている (第 20 条)。総信用手数料については総信用手数料規則 (Consumer Credit (Total Charge for Credit) Regulation 2010) にて規定されており、契約締結費用 (公証費用は除く) や債務弁済費用については総信用手数料に含まれる。コミットメントライン設定手数料については、設定が任意であり、かつ当該手数料について借入人に明確に、また他の手数料とは分離して表示がされていれば、総信用手数料とは別に徴求することが可能となる。

総信用手数料規則 第 2 条 :

- (1) 「債務者に対する信用費用の合計 (total cost of credit to the debtor)」とは、公証費用 (notarial costs) を除き、消費者信用契約に関連して、債務者又は債務者の親族による支払、又はこれらの代理としての支払を要求され、債権者が関知する金利、手数料、税金及びあらゆる種類の料金を含めた全ての費用を言う。支払先が債権者であるか、他の者であるかは問わない。

総信用手数料規則 第 4 条 :

- (1) 現実のあるいは予想される消費者信用契約の下で定められる総信用手数料は、以下の(2)~(5)項の要件に沿って決定される債務者への信用費用の合計とする。
- (2) (3)項の規定の下、次の費用が債務者に対する信用費用の合計に含まれる。
 - (a) 払込 (payment transaction) と引出 (drawdown) の双方を記録する口座の維持費用
 - (b) 払込及び引出のために支払手段を使用する費用

⁵⁰ Unfair relationship: Enforcement action under Part 8 of the Enterprise Act 2002, OFT guidance, May 2008 (OFT854)

⁵¹ 例えば、当該市場セグメントで一般的な金利や手数料の水準に比べて著しく高額である場合には、不公正な関係であると判断される可能性があるほか、状況によっては、市場において一般的な金利と同一水準であっても、その借入人にとっては抑圧的ないし搾取的となる可能性もありうるといった例があげられている。

- (c) 払込のためのその他の費用
- (3) 次の条件を満たす場合、(2)項の費用は債務者に対する信用費用の合計に含まれない。
- (a) 口座の開設が任意であり、口座に係る費用が消費者信用契約又はその他の債務者との契約において、明確に、かつ別個に示されている場合
 - (b) 当座貸越において、当該機能とは無関係な費用である場合
- (4) 消費者信用契約に付随するサービスの費用は、当該サービスの契約を含めることが与信を受けるために、あるいは販売宣伝で提示された条件で与信を受けるために必須である場合には、総信用費用に含まなければならない。
- (5) 以下の費用は債務者に対する信用費用合計に含まれない。
- (a) 消費者信用契約上の義務に違反した場合に債務者が支払う費用
 - (b) 物品又はサービスの購入のために、現金での支払か与信によるかに関わりなく、支払を求められる費用
- (6) (4)項において、付随するサービスとは消費者信用契約に基づく信用の供与に関連するサービスを意味し、特に、保険又は支払保証保険契約 (payment protection policy) を含む。

2. 貸金業者による貸出金利の実態について

(1) 大手貸金業者による貸出金利の状況

英国で消費者金融を行っているのは主として銀行である。ノンバンクの与信業者としては、キャッシングサービスを行っているクレジットカード発行者や訪問クレジット事業者がある。訪問クレジットとは、融資実行から完済までの期間が概ね1年以内で、借主の自宅を訪問して小口貸付を行い、返済は毎週回収して回るといふ、低所得者層向け商品である。

本調査では、訪問クレジット事業者の大手である4社（最大手である Provident Financial 社、Shopcheck 社、Mutual Clothing and Supply 社、Quickbridge 社）、及びノンバンクのクレジットカード発行者1社（Capital One 社）⁵²を対象とした。調査方法は事業者のウェブサイトと電話を主とし、一部訪問調査を実施している。なお、英国の訪問クレジット会社の商品はクローズド型のタームローンのみで、リボルビング型ローンの提供はない。

表示金利（表4のa）については、訪問クレジット事業者の貸出金利は年利に換算すると61.6%～2813.87%と非常に高い水準になっている。ただし訪問クレジットは借入額が500ポンド程度までの小額の融資であり、また、金利表示の際に用いられる実質年率（annual percentage rate : APR）では、実際の借入期間が短いものは年利換算した場合に利率が大きくなってしまふため、実質年率が借入人の実際の返済負担を必ずしも反映しているとは言えない面がある⁵³。

Capital One 社のカードローンでは、当初の貸出金利は年29.94%であるが、延滞なく返済を続けていると、適用利率が低くなるとされている。

ちなみに、銀行が提供しているタームローンの貸出金利は年利20～28%であり、クレジットカードのカードローンより若干低めの水準になっている。

⁵² 同社は、銀行顧客と訪問クレジット顧客の間の顧客を埋める形で残高を伸ばしているクレジットカード会社の代表例として取り上げた。

⁵³ OFT, “Review of High-cost Credit Annex E: Competition and profitability (OFT 1232e),” June 2010, 77-78 頁

表 4 大手貸金業者による貸出金利の状況：英国

(訪問クレジットはクローズド型のみ、イタリックはクレジットカード付帯のカードローン)

2010年10月末現在

貸付条件	表示利率…a	aに含まれている手数料等	aに含まれない手数料等(必須のもの)…b	b以外の手数料等(任意のもの)】	備考
Provident Financial—Provident Personal Credit (リボ型ローンの提供なし)					
訪問クレジット(タームローン)					
借入額：500ポンド 借入期間：52週間	APR 272.2%	特出しなし	特になし	なし	延滞違約金、事務手数料等は全くない。 融資方法(訪問時のキャッシング、チェック等)や融資実行日は訪問したエージェントの個別交渉による
借入額：500ポンド 借入期間：31週間	APR 365.1%	特出しなし	特になし	なし	同上
上記の追加貸し	同上	同上	同上	同上	追加貸しも可能。既存顧客には手数料等は一切なし
Shopcheck (Cattles plc) (リボ型ローンの提供なし)					
訪問クレジット(タームローン)					
借入額：500ポンド 借入期間：50週間(約12ヶ月)	APR 399.72%	特出しなし	事務手数料(administrative fee)は訪問したエージェント(所属支店)の判断による。ただ2度訪問した場合には当然上乗せ手数料はかかる。	特になし	各種事務手数料は訪問したエージェントの判断に任されており、基準はない。
Mutual Clothing and Supply (リボ型ローンの提供なし)					
訪問クレジット(タームローン)					
借入額：500ポンド 借入期間：102週間(約24ヶ月)	APR 61.6%	特出しなし	なし	特になし	特になし
借入額：500ポンド 借入期間：51週間(約12ヶ月)	APR 104%	特出しなし	なし	特になし	特になし
借入額：500ポンド 借入期間：26週間(約6ヶ月)	APR 188%	特出しなし	なし	特になし	特になし
Quickbridge Ltd:Wonga.com (リボ型ローンの提供なし)					
訪問クレジット(タームローン)					
借入額：400ポンド(上限) 借入期間：39日(最長) ※利用歴が長い顧客は、そのクレジット履歴如何によって、1,000ポンドまで貸し出し可能	APR 2,002.95% (HP上の表示金利：典型的金利は、APR 2,689%)	5.50ポンド：銀行口座への送金手数料	APRに含まれている送金手数料以外の手数料の特になし	特になし	支払遅延は、支払期日当日の朝9時までに支払がなければまず7.50ポンドの手数料がかかり、同日17時までに支払われなければ上記に加えて17.50ポンドの手数料が加算される。
借入額：400ポンド(上限) 借入期間：14日	APR 2813.87%	同上	同上	同上	同上

貸付条件	表示利率…a	aに含まれている手数料等	aに含まれない手数料等（必須のもの）…b	b以外の手数料等（任意のもの）】	備考
Capita One					
カードローン(ショッピング機能以外にリボローン機能がついている)					
貸付限度額：200～2,500 ポンド (“good”レベルの信用履歴の人向け、つまり“perfect” “very good”レベルではない人)	当初 APR 29.94% (月2.21%) ただし、延滞なく返済を続けていると、適用されるAPRが低くなる。 APR 27.9% (6ヶ月返済後) APR 25.9% (12ヶ月返済後) APR 23.9% (18ヶ月返済後) APR 21.9% (24ヶ月返済後) APR 19.9% (30ヶ月返済後) APR 17.9% (36ヶ月返済後)	特出しなし	ファイナンスチャージ3%(最低3ポンド)	なし	・貸付に猶予期間なし (ショッピングには最大56日あり) ・延滞手数料12ポンド ・小切手不渡り12ポンド

◇ 「APR」は「Annual Percentage Rate (年利率)」の略である。

(2) 上限金利規制上の「みなし利息」及び保証業者による保証料を含めた貸出金利の状況

① 平均的な事例

英国では、広告や契約前の開示情報では金利として「典型的な実質年率 (typical APR)」を表示することが義務付けられている⁵⁴。実質年率は総信用手数料に基づいて算出するため、与信を受けるために必須となる手数料等については、全て表示金利に含まれることになる。

実際、多くの訪問クレジット事業者では特に手数料等を設けず、実質年率に一本化している。実質年率に含まれる手数料等については特に明示していないことが多いが、Quickbridge 社においては、銀行口座への送金手数料 (£ 5.5) が利息に含まれるとの説明があった。

保証業者など第三者による債務保証を受けるための費用を借入人に徴求している例は見受けられなかった。英国では、住宅ローンに関しては借入額が担保価額の一定割合 (一般には 90%) 以上となる場合に第三者保証 (mortgage indemnity guarantee と呼ばれる) を要求されるが⁵⁵、消費者向けの小口貸付において同様の債務保証を要求することは一般的ではない。

② 極端な事例

訪問クレジットでは、実際の貸付・回収業務を代理人 (agent) に委託している例が多く見られるが、本調査において、実質年率以外に代理人が事務手数料を徴求している事例があった。この事例では、与信事業者は特に手数料の基準を設けておらず、手数料額は代理人の決定に任されている。

(3) 上限金利規制の対象とならない費用の実態

1. にて既述のとおり、延滞手数料については実質年率に含めないこととされているが、訪問クレジットにおいてはクレジットカード等の他業態と異なり、延滞手数料を徴求しない事業者が多い⁵⁶。本調査でも、3 社中 2 社が延滞時の違約金等を徴求していなかった。

⁵⁴ Consumer Credit (Advertisements) Regulations 2004、Consumer Credit (Disclosure of Information) Regulations 2004、Financial Services (Distance Marketing) Regulations 2004 による。

⁵⁵ ただし、このような債務保証は借入人の債務が免責されないために利用者に人気がなく、第三者保証が不要であることをセールスポイントとしている住宅ローン (その分、金利水準が多少高い) も存在している。

⁵⁶ OFT12323, 44 頁。

3. 国内における上限金利規制についての議論の状況

2009年7月、公正取引庁（Office of Fair Trading：OFT）は、金融危機以降の景気後退の悪影響から、消費者が高コストの消費者信用商品（high cost consumer credit）⁵⁷に頼らざるを得なくなっており、その結果として過重債務の問題が深刻化しているのではないかという問題意識から、高コスト消費者信用分野における事業者の実態、競争環境、消費者の行動や品選択に関する情報入手の状況等に関する調査⁵⁸を行った。

その調査の一環としてOFTでは、消費者信用市場における価格（金利や手数料等、与信サービスを利用する対価として借入人が支払う金額のことを指す）の高騰を制御する手段として上限金利を導入することの是非について、情報収集や意見調査を行った。

上限金利導入に賛成する根拠としては、次のような点があげられている。

- ◆ 上限金利によって、国民を高利や搾取から守ることができる。
- ◆ 上限金利規制によって、搾取的な、あるいは詐欺的な貸し手を取り締まることが容易になる。
- ◆ 高コスト消費者信用市場において、市場の失敗⁵⁹の原因に対処することができる。
- ◆ 上限金利規制により高コスト消費者信用セクターの有害な外部性を制限し、信用取引において公正で適切な価格を確実にすることによって、再分配メカ

⁵⁷ 「高コスト」という用語は、金利だけでなく全ての手数料・費用類を含む借入人の費用負担（総信用手数料）を指すものという意味合いで使用されているため、本稿では「高金利」ではなく「高コスト」という逐語訳を用いている。

なお、英国では高コストの信用商品としては、次のようなものがある。

- ・ 訪問クレジット（home credit loan）：業者が利用者の自宅を訪問して貸付・回収を行う訪問貸付。
- ・ 小切手割引（cheque cashers）
- ・ ペイデイローン（payday lenders）：期日まで小切手の取立を行わないという条件で借入人が小切手を業者に預け、額面から割引いた金額を貸付けるもの。借入金の返済と引換えに借入人は預けた小切手の返却を受けるが、返済されない場合には、業者は小切手の取立てによって貸付金を回収する。
- ・ 質屋（pawnbrokers）
- ・ カタログ通信販売業者（agency mail-order catalogues）
- ・ バイ・バック・ストア（buy-back stores）：家具や家電製品等の信用販売を行う店舗で、返済が遅延した場合、利用者は期日（通常は28日後）までに支払を行えば買戻しが可能という条件付で商品を返品することで、返済猶予を得ることができる。

⁵⁸ Office of Fair Trading, “Review of high cost credit: Final Report” (OFT1232), June 2010.

⁵⁹ 高コスト消費者信用市場における市場の失敗として、独占的な事業者の存在や、借入人が一般に社会的・経済的に脆弱であるために事業者と借入人との情報の非対称性が大きく、また、借入人の立場が弱いものになりがちであるといったことから、価格が硬直的になりがちである点があげられている。（Office of Fair Trading, “Review of high cost credit Annex B: Price Controls (OFT1232b),” June 2010, 24-25 頁）

ニズムを機能させることができる。

一方、上限金利はこれらの目的を達成することができず、かえって意図せざる結果を引き起こすであろうという議論もある。具体的には、次のような影響が懸念されている。

- ◆ 上限金利によって信用供与へのアクセスが制限され、低所得者層の金融排除や搾取を助長する。
- ◆ 意図しないままに、正当で無害な信用取引を阻害してしまう。
- ◆ 貸し手が金利上限を回避しようと行動する結果、消費者信用商品の分かりやすさ（透明性）が減少する⁶⁰。
- ◆ 市場をゆがめ、商品の多様性と競争とが失われる。
- ◆ 金利水準が上限に張り付く形で上昇する。

OFT では、上限金利導入の是非については結論が出ないものの、賛成論、反対論ともに、以下の点については合意が可能であろうと述べている。

- ◆ 低所得者層の信用供与へのアクセスに対する上限金利の影響については、さらに経験的な調査が必要であるということ。
- ◆ 上限金利のみに焦点を当てるのは有益でなく、より広い視点で問題を捉えなければならぬということ。上限金利規制に関する英国とフランスの比較研究では、いずれの国においても、低所得者層に対する安価で適切な信用供与（特に小額のもの）の実現には至っていないと結論付けられている。上限金利に関する政治的論争の結果がどのようなものになろうとも、それ自体が高コスト消費者信用の利用者が抱えている問題への解決策になるとは考えにくく、労働・賃金や社会保障を含めた大きな枠組みの中で問題を考える必要がある。

⁶⁰ 例えば、上限金利規制の適用外である費用や手数料等が課されるようになり、実質的に高コストの与信となるケースなどが考えられる（OFT1232b, 31-32 頁）。

米国

1. 米国の上限金利規制について⁶¹

米国の金銭の貸付に係る上限金利規制の内容を調査する。また、近年規制内容の見直しが行われている場合には、その内容及び経緯についても調査を行う。

(1) 上限金利規制の有無と根拠法（成文法・判例法の別を含む）

米国では上限金利規制に関し、連邦法と州法とで異なる考え方に立っている。

連邦法では金利について基本的には市場原理に委ね、法による規制は行わないという立場をとり、市場が適切に機能するための環境を整備することに重きを置く。そのため、連邦法である貸付真実法（Truth in Lending Act）では、利用者に開示すべき実質年率（annual percentage rate：APR）の算定方法や表示方法等を定めているが、その上限については規定していない。

一方で州法においては、消費者信用の金利に対し、何らかの規制を加える立場をとっていることが一般的である。これは、高金利貸付が実施された結果として債務者の生活が破綻した場合、州がその債務者に対する公的扶助を提供しなければならず、財政的負担が大きくなることと関係している。

ただし州によっては、州の免許を取得して貸付を実施している事業者に対し、上限金利規制を適用していない場合もある。

例えば、デラウェア州では、一般の債務については連邦準備銀行の割引率+5%の金利を上限としているが（デラウェア州法典第 2301 条）、免許貸金業者に対しては、契約書により借入人との合意がなされていれば、いかなる利息を課してもよいとされている（デラウェア州法典第 2216 条、2229 条）。

(2) 規制対象

州法での規制金利は、信用取引の種類によって分かれていることが多い。多くの州では、個人による貸付や営業目的でない貸付等も含めた一般的な上限金利と、営業免許を受けた貸付業者に適用される上限金利とが、別個に規定されている。また、取引形態（ペイデイローン、割賦販売など）によって、異なる規定を置いている場合もある（具体的な例としては、(3) 項を参照のこと）。

⁶¹ 【翻訳】本章（米国）における翻訳は、基本的に当社の仮訳である。

(3) 上限金利の水準

上限金利の水準については州によってさまざまであり、また上述のように信用取引の種類によって水準が異なっているのが一般的である。また、(4) 項とも関係するが、刑法上違法とされる金利上限がさらに別に規定されていることもある。

以下では例として、ニューヨーク州、フロリダ州、アラバマ州における上限金利の水準を示す。

① ニューヨーク州

(a) 一般的な民事法上の上限金利

- ◆ 元本 25 万ドルまでの融資、及び住宅を担保とする元本 250 万ドルまでの融資：16%（債権法第 5-501 条、銀行法第 14-a 条）
- ◆ 元本 25 万ドル超 250 万ドルまでの融資（住宅を担保とするものを除く）：25%（債権法第 5-501 条 6 項、刑法 190.40 条）
- ◆ 元本 250 万ドル超の融資：上限なし（債権法第 5-501 条 6 項）

(b) 免許貸付業者に対する民事法上の上限金利

- ◆ 元本 2 万 5,000 ドルまでの個人向け融資、及び元本 5 万ドルまでの事業性融資：25%（銀行法第 351 条、刑法第 190.40 条）
- ◆ 元本 2 万 5,000 ドル超の個人向け融資、及び元本 5 万ドル超の事業性融資：16%（銀行法第 353 条、債権法第 5-501 条）

(c) 刑法上の上限金利

- ◆ 25%（刑法 190.40 条）

② フロリダ州

(a) 一般的な民事法上の上限金利

- ◆ 契約書のない融資：州の財務長官（Chief Financial Officer）によって年に一度決定される基準金利。基準金利は、前年のニューヨーク連邦準備銀行の公定歩合の平均に 500 ベーシスポイントを加算して算出される。（フロリダ州法典 687.01 条、55.03 条）
- ◆ 契約書のある 50 万ドル以下の融資：年間に単利で 18%（フロリダ州法典 687.02 条、687.03 条）
- ◆ 契約書のある 50 万ドル以上の融資：年間に単利で 25%（フロリダ州法典 687.02 条、687.071 条）

(b) 免許を受けた消費者金融事業者による、2 万 5,000 ドル以下の融資に適用される民事法上・刑事法上の上限金利（フロリダ州法典 516.031 条(1)）

- ◆ 元金が 2,000 ドル以下：年利 30%

- ◆ 元金が 2,000 ドル以上 3,000 ドル未満：年利 24%
- ◆ 元金が 3,000 ドル以上 25,000 ドル未満：年利 18%
- ◆ 金利はアドオン金利やその他の計算方法ではなく、単利で計算する。

(c) 刑法上の上限金利（フロリダ州法典 687.071 条）

- ◆ 超過すると第 2 級の軽犯罪となる上限金利：年利 25%
ただし、免許を受けた消費者金融事業者による融資は、元本が 2,000 ドル以下であれば年利 30%までの金利を課すことが認められているため（フロリダ州法典 516.031 条(1)）、25%超 30%以下の金利であれば刑法による処罰の対象にはならない。
- ◆ 超過すると第 3 級の重犯罪になる上限金利：年利 45%
免許を受けた消費者金融事業者による元本 25,000 ドル以下の融資についても、年利 45%を超過すると本規定が適用される。

③ アラバマ州

(a) 一般的な民事法上の上限金利（アラバマ州法典 8-8-1 条）

- ◆ 書面による契約：8%
- ◆ 書面以外による契約：6%
- ◆ ただし、個人、企業、トラスト、合名会社、合資会社、団体間の、元本が 2,000 ドル以上の融資については、当事者間で合意した金利が有効となり、法律による上限金利は適用されない（アラバマ州法典 8-8-5 条）。

(b) 金利の支払を要求する貸付を常時行っている者による貸付に適用される民事法上の上限金利（アラバマ州法典 5-19-3 条）

- ◆ オープンエンド貸付以外で、2,000 ドル未満のもの（アラバマ州法典 5-19-3 条(a)）：
元本の 750 ドルまでは 100 ドルにつき 15 ドル（15%）、750 ドル以上 2,000 ドル以下の部分に対しては 100 ドルにつき 10 ドル（10%）を上限とする。
- ◆ 限度額が 2,000 ドル未満のオープンエンド貸付（アラバマ州法典 8-8-14 条）：
元本の 750 ドルまでは月利 1.75%
未払分に対して月利 1.5%

前年の実績で、年間 25 回以上の貸付を行った者（住宅担保の貸付の場合は年間 5 回以上）は、「貸付を常時行っている者」とみなされる（アラバマ州法典 5-19-1 条）。

(4) 規制に違反した場合の効果

州法による上限金利規制に違反した場合、このような取引を行った与信者に対する制裁措置、及び被害を受けた債務者に対する救済措置とが設けられているのが一般的である。対処方法は州によって異なるが、各州におおむね共通しているのは、元本以外の金利分を無効にするというものである。

また、刑法上の上限金利を超過した場合には、罰金、懲役などの刑事罰が課される。

以下では例として、ニューヨーク州、フロリダ州、アラバマ州における規制の概要を示す。

① ニューヨーク州

(a) 一般的な上限金利を超過した場合

金利が上限を超えた貸付契約は無効となる⁶²（債権法第 5-511 条）。

金利上限を超えて支払われた利息については、借入人は裁判により、これを受取った者又はその代理人から回復することができる（債権法第 5-513 条）。

(b) 免許貸付業者が、適用される上限金利を超過した場合

貸付事業者が、金利が上限を超えていることを知りながらこれを受取ったり、保留したり、請求したりした場合には、金利の全額が没収される。既に上限を超えて支払われた利息がある場合、これを支払った者又はその法的代理人は、支払済の利息の 2 倍の金額を貸付業者から回復することができる（銀行法第 351 条 6 項(b)）。

(c) 刑法上の上限金利（25%）を超過した場合

金利が刑法上の上限を超えていることを知りながらこれを請求したり受取ったりした場合、第 2 級の高利罪として E 級の重罪に相当し、4 年以下の禁固刑、又は罰金刑（犯罪による収益の 2 倍にあたる金額か 5,000 ドルのいずれか高いほうを上限とする）の対象となる（刑法第 190.40 条）。

高利罪（未遂を含む）の前科があったり、組織的な企み、ないし事業の一環として上限金利を超える貸付や回収を行った場合には、第 1 級の高利罪として C 級の重罪にあたり、15 年以下の禁固刑又は罰金刑（犯罪による収益の 2 倍にあたる金額か 5,000 ドルのいずれか高いほうを上限とする）の対象となる（刑法第 190.42 条）

⁶² ニューヨーク州法では一定の要件のもと、元本債権ならびに利息債権の無効を認めている。（「アメリカ合衆国における消費者信用取引に対する金利規制」注 284、桶舎典哲、クレジット研究 第 31 号、2003 年 12 月）

② フロリダ州

(a) 一般的な上限金利を超過した場合

故意に上限金利を超えて貸付を行った場合、金利の全額が無効となり、州内のいずれの裁判所においても元本部分についてのみしか強制執行ができない。また、上限を超えた金利が既に支払われている場合、これを直接間接に受取った者は、支払われた額の2倍に相当する金額を支払者に返還しなければならないが、債務者による正式な利息返還請求が行われる前に、債権者が自発的に利息の返還及び適用金利の引き下げをおこなった場合には、このような制裁は適用されない（フロリダ州法典 687.04 条）。

貸付金利が刑法上の上限金利をも上回っている場合には、刑事罰の対象となる（詳細は後述）。

(b) 免許を受けた消費者金融事業者が、適用される上限金利を超過した場合

民事上の効果としては、一般的な上限金利を超過した場合と同じく、金利の全額が無効とされ、元本部分のみ執行が可能となる（フロリダ州法典 516.031 条、687.04 条）。

併せて、当該消費者金融事業者は第1級の軽犯罪となり、1年以下の禁固刑又は1,000ドル以下の罰金刑が課される（フロリダ州法典 516.19 条）。

(c) 刑法上の上限金利を超過した場合

年利25%超45%以下で貸付を行った、又はそのように図った場合は第2級の軽犯罪となり、60日以下の禁固刑又は500ドル以下の罰金刑が課される（フロリダ州法典 687.071 条(2)）。

年利45%超で貸付を行った、又はそのように図った場合は第3級の重犯罪となり、5年までの禁固刑又は5,000ドル以下の罰金刑が課される（フロリダ州法典 687.071 条(3)）。

③ アラバマ州

(a) 一般的な上限金利を超過した場合

上限金利を超過した貸付契約は、元本を除き、強制執行ができない。

借入人には元本のみ返済義務が残る。すでに支払済の利息がある場合には、その分が元本から差し引かれ、差額のみが債務として確定する（アラバマ州法典 8-8-12 条）。

(b) 常時貸付を行っている者が、適用される上限金利を超過した場合

貸付人は、利息の額を超えない範囲で、借入人に実際に生じた経済的損害を借入人に補償しなければならない。未払の債務がある場合は、これと相殺する形で補償を行ってもよい（アラバマ州法典 5-19-19 条(a)(1)）。

貸付人が故意に上限金利規定に違反したり、法令を無視したと認められた場合に

は、借入人は利息全額、又は実際に生じた経済的損害の5倍にあたる額のいずれか高いほう（ただし、最低でも100ドルとする）の返還を受けることができる。ただし、貸付契約の最終返済予定日から（オープンエンド貸付の場合は超過金利が課されてから）1年以上経過した後は、この規定に基づく救済措置は適用されない（アラバマ州法典5-19-19条(a)(2)）。

民事訴訟において、貸付人が故意に上限金利に違反したり、法令を無視したという判決が確定した場合、貸付人は監督当局に対してその旨を通知しなければならない。監督当局は、当該通知を受けてから60日以内に、当該貸付人の免許保持の適格性についての審査を行い、免許取消の手続を開始するか否かを決定する（アラバマ州法典5-19-19条(a)(3)）。

また、常時貸付を行っている者がアラバマ州法典5-19-3条に規定された上限を超える金利を故意に課した場合は軽犯罪に該当し、判決により500ドル以下の罰金刑又は1年以内の禁固刑（又は両方を併科）が科せられる（アラバマ州法典5-19-30条）。

（5）金利規制の対象となる「みなし利息」に含まれるもの

「利息」とみなされる範囲（みなし利息）も州によって、あるいは同じ州でも貸付の種類によって異なる。

以下では例として、ニューヨーク州、フロリダ州、アラバマ州における規制の概要を示す。

① ニューヨーク州

(a) 一般的な上限金利規制の対象となるみなし利息

融資を受けることと引替に貸付人に直接・間接に支払われる金額の全てが金利とみなされ、上限金利規制の対象となる。ただし、不動産担保貸付のサービシング費用や債務保険保証金（liability insurance security fund）として州の租税財務長官（commissioner of taxation and finance）が定めた費用については、金利とは別に徴求することができる（債権法第5-501条2項）。

(b) 免許貸付業者への上限金利規制の対象となるみなし利息

費用として請求したり、契約条項に入れたり、受取ったりすることができるのは以下に列挙した費目に限られ、これ以外のものはいかなる名目であれ、借入人に請求することはできない（銀行法第351条6項）。

- ◆ 担保となる有形資産に対する損害保険（ただし保険金額が、当該資産の価額か貸付額のうちいずれか小さいほうを超えないもの）、及び信用生命保険、信用事故・疾病保険、信用雇用保険、信用財産保険等の保険料
- ◆ 担保の登記、記録等に係る法的費用（必要性があり、貸付業者が実際に支払を行ったものに限られる）、又はこれに代わるものとして、7ドル以下の無登記保険料（non-filing insurance premiums）

- ◆ オープンエンド型ローンの年間手数料。ただし、徴求には監督当局の認可を必要とし、また貸付金額の1%相当額又は50ドルのいずれか小さい額を上限とする⁶³。ただし、この年間手数料については、2011年6月30日以降、手数料として別途徴求することは認められなくなる。
- ◆ 返済のための小切手・手形等が不渡りとなった場合の手数料。ただし20ドルを上限とする（債権法5-328条）。

従って、契約締結費用（担保の登記・記録等に係る法的費用を除く）、債務弁済費用、保証料については、いずれもみなし利息に含まれる。コミットメントライン設定手数料については、2011年3月現在は年間で貸付金額の1%相当額（50ドルを上限とする）まで徴求が可能であるが、この措置は2011年6月30日をもって廃止される予定である。

なお、借入人が延滞した場合には、規定された上限金利とは別に、以下のような金利・手数料を課してもよい（銀行法第351条5項(b)、(c)）。

- ◆ 分割払において返済予定日から10日を超えて延滞した場合、返済金額の5%を超えない額の遅延手数料を課することができる。
- ◆ 最終的な弁済期限の後、あるいは延滞により弁済期限を繰り上げる場合には、未払の元本について、貸付契約においてあらかじめ合意された利率を適用してもよい。
- ◆ 1ヶ月以上返済が遅れ、遅延手数料を徴求していない場合、貸付契約に定めがあれば、貸付事業者は遅延期間中に発生する利息に相当する金額を徴求してもよい。

② フロリダ州

(a) 一般的な上限金利規制の対象となるみなし利息

貸付の手数料（commission for advances）、割引（discounts）、両替手数料（exchange）などの名目、あるいは契約、仕掛け（contrivance）、装置（device）などにより、直接又は間接に、借入人が受取った元本以上に支払を求められる金額の全てが利息であるとみなされる（フロリダ州法典687.03条）。

ただし、上限金利を超えていない貸付契約の強制執行について必要となる弁護士費用（元本の10%を超えない程度の水準であるもの）、及び不動産担保貸付において担保不動産を対象とする損害保険料については、利息とは別に借入人に徴求することが認められる（フロリダ州法典687.06条）。

⁶³ オープンエンド型ローンの年会費を徴求している事業者は、通常の報告義務に加え、貸付実行時の借入人の平均年収、年度末の平均借入残高、適用金利の平均、年会費の平均額、実行した貸付の地理的分布等について、年に1回、監督当局への報告を行うことが義務付けられている（銀行法第351条6項(c)）。

(b) 消費者金融事業者への上限金利規制の対象となるみなし利息

利息 (interest) は消費者金融を利用するコストを指し、貸付人が徴求したり、契約条項に入れたり、集金したり、受取ったり、何らかの方法で獲得する、あらゆる種類の利益を含む (フロリダ州法典 516.01 条)。ただし、以下に列挙された費用については、利息とは別に借入人に徴求することが認められている (フロリダ州法典 516.031 条)。

- ◆ 融資申込者の人格及び信用について調査するための費用の一部として、25 ドルを超えない額
- ◆ 信用限度枠 1 口座につき 25 ドル以下の年会費
- ◆ 1 万ドル超の融資又は信用限度枠契約の媒介手数料 (brokerage fee)、担保不動産に係る権原保険 (title insurance、物的担保が設定される場合に、当該担保権の設定者が担保目的物の所有者でなかった場合に備えた保険) の保険料、担保不動産の評価料に充当するための手数料 (これらの手数料が第三者に支払われるものであり、かつ、実際の出費の裏付けがあるもの)
- ◆ 不動産担保権によって担保された融資証券類に対する無形動産税
- ◆ 印紙税、法的手数料
- ◆ 担保権の対抗要件具備に代えて付保される保険に係る保険料
- ◆ 弁護士費用及び訴訟費用 (提訴した裁判所が妥当と認める金額)
- ◆ 担保権実行等に関連する費用
- ◆ 10 日以上延滞に対する、10 ドル以下の延滞手数料 (delinquency charge)。ただし、事前に書面により、手数料の支払について双方が合意している必要がある。

なお、保険料については、次のような条件が付されている (516.35 条)。

- ◆ 担保物件に対する損害保険は、貸付条件からみて妥当な条件のものであり、免許消費者金融業者がこれを標準的な価格で販売し、保険金が借入人又はその家族に対して支払われるのであれば、貸付契約の標準条項に保険加入を含めたり、金融業者が共同受取人となってもよい。
- ◆ 信用財産保険 (credit property insurance) や信用生命保険 (credit life insurance)、高度障害保険 (disability insurance) については、借入人の費用負担において提供してもよい。その場合には、保険料は借入人に対し現実に交付される金額から差し引くこととし、連邦貸付真実法に基づく開示書類にて保険料に関する情報を記載しなければならない。

以上より、契約締結費用としては、25 ドル以下の調査費、媒介手数料 (融資額が 1 万ドル超の場合) や担保評価費用などの一部の費用、印紙税・法的費用などについてのみ、利息とは別に手数料として徴求することが可能である。債務弁済費用、保証料については、手数料としての徴求は認められず、みなし利息に含まれる。コミットメントライン設定手数料については、1 口座につき年間 25 ドル以下であれば、利息

とは別に手数料として徴求することが認められる。

③ アラバマ州

(a) 一般的な上限金利規制の対象となるみなし利息

一般的な上限金利規制について規定しているアラバマ州法典第8編第8章(Title 8 Commercial Law and Consumer Protection, Chapter 8 Interest and Usury)では、金利(interest)について定義していない。

(b) 常時貸付を行っている者に対する上限金利規制の対象となるみなし利息

上限金利規制の対象となる金融料(finance charge)は、「信用供与を受ける者によって、直接又は間接に支払われる全ての料金(charge)、及び信用供与に付随して貸付人によって直接的又は間接的に課される全ての料金の合計」と定義されている(アラバマ州法典 5-19-1 条)。

金融料は、連邦貸付真実法(Federal Truth-in-Lending Act)及び施行規則の規定に従って決定しなければならず、手数料(fee)や料金(charge)を含めるか除外するかについても同法の規定に従うこととされている。

遅延料金(late charge)、及び返済遅延、延滞、貸倒及び同様の事態から生じるその他の料金は、金融料に含まれない。

不動産を担保とする貸付において、債務者が支払う割引料(discount)やポイント(points)⁶⁴は、たとえ一時払いであっても、全貸付期間にわたるよう換算した上で金融料に算入される。

なお、連邦貸付真実法では、金融料について、「別段の定めがない限り、信用供与された人によって直接又は間接的に支払われ、かつ信用供与に付随して債権者から直接又は間接的に課される全ての料金の総額として決定されなければならない(15 USC § 1605(a))」と規定している。同法において、金融料に含める必要がないとされる費目は次のとおりである(15 USC § 1605(d),(e))。

- ◆ 担保権の設定・実行等に係る法的手数料・料金
- ◆ 担保権の設定に代えて支払われる保険料(上記法的手数料・料金の額を超えない場合に限る)
- ◆ 担保証書・債務証拠文書に課される税金
- ◆ 不動産を担保とする貸付に付加される場合は以下の費目
 - ◆ 権原調査、権原保険、又は同様の目的のための手数料又は保険料
 - ◆ 貸付関連書類の準備費用
 - ◆ 税金及び保険の将来の支払のための第三者預託金
 - ◆ 公正捺印証書及びその他の書類の手数料

⁶⁴ ここでいう割引料やポイントとは、支払利息の総額を引き下げするために、利息の一部を手数料として先払いすることで、米国の住宅ローンなどでよく行われている慣行である。例えば、借入額の1%をポイントとして支払うと、適用利率が1パーセント・ポイント引き下げられる(6%が5%になるなど)。

- ◆ 不動産売買最終手続の前に行われる評価の費用（害虫被害状況や洪水被害状況についての評価も含む）
- ◆ 信用報告

また、消費者信用取引に関連して締結された信用生命保険、傷害保険、健康保険の保険料については、与信を受けるにあたって保険に加入することが必須ではなく、また、保険費用の書面による開示を受けた後に借入人が保険加入の意思を特定の確定的書面に表示した場合を除き、金融料に含めなければならないとされている（15 USC § 1605(b)）。

従って、契約締結費用については、一部のもの（担保や不動産関連の費用など）のみ利息とは別に徴求することを認められているが、その他はみなし利息に含まれる。債務弁済費用、保証料、コミットメントライン設定手数料については、いずれもみなし利息に含まれる。

2. 貸金業者による貸出金利の実態について

(1) 大手貸金業者による貸出金利の状況

米国の消費者信用 (consumer credit) マーケットでは、商業銀行、信用組合、ファイナンスカンパニー等が主な与信の担い手であるが、本調査では大手のファイナンスカンパニーについて実態調査を行った。米国の大手ファイナンスカンパニーでは、クローズドタイプの無担保個人ローンが主流である。一部では有担保ローンの取扱もあったが、非常に限定的であった。

既述のとおり、米国で貸金業を規制する法律は一義的には各州の法律であり、貸付業者は貸付業務を行っている事業所が所在する州の法令による規制を受ける。そのため、多くの州で貸金業を扱う大手ファイナンスカンパニーにおいては、貸出金利、貸付上限額、貸付期間等において全社的な一貫性が見られず、営業している州によって商品性が全く異なっている。そこで本調査においては、ファイナンスカンパニーの業界団体である AFSA (American Financial Services Association) の大手会員で、ほとんどの州で貸出業務を行っている CitiFinancial 社及び American General 社について、上限金利規制のレベルが異なる 4 州 (デラウェア州、フロリダ州、アラバマ州、ニューヨーク州) における貸出金利の実態について調査した。調査方法は主として事業者ウェブサイト及び電話により、一部訪問調査を実施している。

なお、調査対象とした 4 州のうち、デラウェア州には上限金利規制がなく、フロリダ州、アラバマ州、ニューヨーク州では上限金利規制が行われている。

調査結果は表 5 のとおりである。表示金利 (表 5 の a) ⁶⁵ は州法を反映して、上限金利のある州では最高貸出金利はその州の上限金利に張り付いており、上限がない州での最高貸出金利は年利 36% くらいというのが実態のようである。なおそれぞれの州において CitiFinancial 社と American General 社のプライシングは酷似しており、上限金利水準の設定に当たっては州法の影響が大きいことがわかる。

⁶⁵ 米国では個人信用情報機関や、大手を中心とする貸金業者の高度な与信信用分析ツール等の活用により、個人個人に異なる金利や契約条件が適用されるため、一般的な適用金利や条件についての表示は行われていないのが通常である (貸出金利は、借入希望者が自己についての情報を貸付事業者に伝え、事業者が信用情報機関への照会を行った上で決定され、借入希望者に回答がなされる)。そのため、表 5 での表示金利としては、当該事業者からの聞き取りにより、借入希望者に提示される貸出金利の範囲 (最高のもの、及び最低のもの) を記載している。

表5 大手貸金業者による貸出金利の状況：米国

(クローズド型のみ、オープン型はなし)

2010年10月末現在

貸付条件 (典型的条件として)	表示利率…a	aに含まれている手数料等	aに含まれない手数料等(必須のもの)…b	b以外の手数料等(任意のもの)	備考
CityFinancial社(フロリダ州)					
無担保個人ローン					
貸付限度額：\$500～\$7,000 (ただし、店頭及び有担保の場合は貸付限度額は上がることも) 貸付期間：12～60ヶ月	表示されている利率は一切なし。全て個人別スコアリングによる。 APR 19%～30% (借入金額、返済回数に加え、個人のクレジットスコア<7年分>、対収入負債割合、返済ビヘイビア等による) ※オプションとして、担保(自動車、不動産等)を入れれば、利率は約7%低くなる	特出しなし	\$25 アプリケーションフィー \$0.35～\$100 文書作成印税 (フロリダ州法に則り)	団体信用生命保険(任意) 当初借入額の1%	・14日間キャンセルオプション期間あり ・繰上げ返済ペナルティなし ・完済後の金利の支払い義務なし
American General社(フロリダ州)					
無担保個人ローン					
貸付限度額：\$500～\$10,000 貸付期間：12～60ヶ月等	表示されている利率は一切なし。全て個人別スコアリングによる。 APR 24%～30% (借入金額、返済回数に加え、個人のスコアリング結果等による) なお、APRが最高32%までチャージするとの答えも複数あり。 オプションとして、担保(自動車、不動産等)をその価値いっぱいまで入れられる。利率の一般的な特定はできない。	特出しなし	\$25 アプリケーションフィー \$0.35～\$100 文書作成印税 (フロリダ州法に則り)	団体信用生命保険(任意) 当初借入額の1%	・支払遅延は10ドル ・ただし、10日の支払猶予期間あり。 ・小切手不渡りは20ドルチャージ(加えて顧客銀行で30ドル) ・繰上げ返済ペナルティなし ・完済後の金利の支払い義務なし ・貸出基準スコアに満たない場合、\$200-300の先払い手数料を支払うことで、与信を可能にすることができる。

貸付条件 (典型的条件として)	表示利率…a	aに含まれている手数料等	aに含まれない手数料等(必須のもの)…b	b以外の手数料等(任意のもの)	備考
CityFinancial社 (アラバマ州)					
無担保個人ローン					
貸付限度額: \$ 500 ~ \$ 7,000 (ただし、店頭及び有担保の場合は貸付限度額は上がることも) 貸付期間: 12~60 ヶ月	表示されている利率は一切なし。全て個人別スコアリングによる。 APR 16%~28%	特出しなし	アプリケーションフィーなし	団体信用生命保険(任意) 保険料は借入額等により異なる	NA
American General社 (アラバマ州)					
無担保個人ローン					
貸付限度額: \$ 500 ~ \$ 10,000 貸付期間: 12~60 ヶ月等	表示されている利率は一切なし。全て個人別スコアリングによる。 APR 18%~27%	特出しなし	アプリケーションフィーなし	団体信用生命保険(任意) 保険料は借入額等により異なる	NA
CityFinancial社 (NY州)					
無担保個人ローン					
貸付限度額: \$ 500 ~ \$ 7,000 (ただし、店頭及び有担保の場合は貸付限度額は上がることも) 貸付期間: 12~60 ヶ月	表示されている利率は一切なし。全て個人別スコアリングによる。 APR ~25% (州上限なので)	特出しなし	アプリケーションフィーなし	団体信用生命保険(任意) 保険料は借入額の1%	NA
American General社 (NY州)					
無担保個人ローン					
貸付限度額: \$ 500 ~ \$ 10,000 貸付期間: 12~60 ヶ月等	表示されている利率は一切なし。全て個人別スコアリングによる。 APR ~25% (州上限なので)	特出しなし	アプリケーションフィーなし	団体信用生命保険(任意) 保険料は借入額が大きい場合のみ	NA
CityFinancial社 (デラウェア州)					
無担保個人ローン					
貸付限度額: \$ 500 ~ \$ 7,000 (ただし、店頭及び有担保の場合は貸付限度額は上がることも) 貸付期間: 12~60 ヶ月	表示されている利率は一切なし。全て個人別スコアリングによる。 APR ~36%	特出しなし	アプリケーションフィーなし	団体信用生命保険(任意) 含む高次後遺症、失職保険。 保険料は借入額等により異なる	NA
American General社 (デラウェア州)					
無担保個人ローン					
貸付限度額: \$ 500 ~ \$ 10,000 貸付期間: 12~60 ヶ月等	表示されている利率は一切なし。全て個人別スコアリングによる。 APR だいたい17%~36%	特出しなし	アプリケーションフィーなし	団体信用生命保険(任意) 保険料は借入額等諸条件により異なる。1,000ドルを12ヶ月借り入れた場合の保険料29ドル	NA

(2) 上限金利規制上の「みなし利息」及び保証業者による保証料を含めた貸出金利の状況

① 平均的な事例

既述のとおり、米国では「みなし利息」の範囲が州及び信用取引のタイプによって異なる。ここでは上限金利規制のあるフロリダ州とアラバマ州において、免許貸金業者が提供する無担保個人ローンについてみておく。

【フロリダ州の場合】

フロリダ州では、“消費者金融を利用するコストとして消費者金融事業者に支払う全ての金額を含む”とされているが、フロリダにおける調査では CitiFinancial 社、American General 社とも、「みなし利息」に含まれる手数料として確認されたものはなかった（前表の b）。なお、自動車、不動産等を担保に入れば、利息が約 7% 低くなるというオファーを受けた。

また、保証業者など第三者による債務保証を受けるための費用という名目で、借入人が支払を要求されるという事例も確認されなかった。米国では、住宅ローンに関しては、債務不履行時の保証としてモーゲージ保険（mortgage insurance）⁶⁶を付保するのが一般的であるが、消費者向けの小口貸付においてこのような債務保証を付している例はあまりないように見受けられる。

【アラバマ州の場合】

アラバマ州では、“上限金利規制の対象となる金融料（finance charge）は、「信用供与を受ける者によって、直接又は間接に支払われる全ての料金（charge）、及び信用供与に付随して貸付人によって直接的又は間接的に課される全ての料金の合計」と定義されているが、アラバマにおける調査で、「みなし利息」に含まれる手数料として確認されたものはなく、規制にそって運用されているように思われた（前表の b）。

また、フロリダ州の場合と同様、保証業者など第三者による債務保証を受けるための費用という名目で、借入人が支払を要求されるという事例は確認されなかった。

② 極端な事例

今回の大手のファイナンスカンパニーにおける調査では、「みなし利息」に関する極端な事例は見られなかった。

ただ、フロリダの American General 社において、貸出基準スコアに満たなかつ

⁶⁶ 連邦住宅局（Federal Housing Administration：FHA）による公的なモーゲージ保険のほか、民間の事業者が提供しているものがある。民間事業者によるモーゲージ保険（private mortgage insurance）は通常、頭金が物件価額の 20% 以下である（物件価額の 80% 以上を借入によりまかなう）場合に要求される。

た場合に、\$ 200-300 の手数料を先に支払うことで、与信を可能にできるというオフ
ォアーもあり、この場合は、上限金利を超える可能性も高いと思われる。

また、あまりにもプライシングがシステム化されているためか、ファイナンスカ
ンパニーの従業員によっては、州の上限金利についての知識に欠けているためか、シ
ステムによらない回答を求めた場合には、上限金利を超えた金利を提示してくるこ
ももあった。

(3) 上限金利規制の対象とならない費用の実態

【フロリダ州の場合】

まずフロリダにおいて、“信用生命保険 (credit life insurance)、高度障害保険
(disability insurance) については、借入人の費用負担において提供してもよい”と
なっていることから、各社とも、任意の信用生命保険の保険料については、金利とは
別途、それぞれ当初借入額の 1% を徴収している。

この他に、利息とは別に借入人に徴求することが認められている項目のなかで“融
資申込者の人格及び信用について調査するための費用の一部として、25 ドルを超え
ない額”について、“アプリケーションフィー”として、CitiFinancial 社、American
General 社とも、利息とは別に \$ 25 を徴収している。同様に、文書作成印税も別途
に徴収している。

また、延滞手数料については、“10 日以上の延滞に対する 10 ドル以下の延滞遅延
金”についてのみ利息とは別立てが認められているため、American General 社では、
支払遅延は 10 ドルと明記している。

【アラバマ州の場合】

アラバマ州では、信用生命保険の保険料を利息に含めるか否かについて特段の規
定はないが、実態として、CitiFinancial 社、American General 社とも、強制的信用
生命保険は提供しておらず、任意加盟の信用生命保険については、利息とは別に保
険料を徴収している。

この他に、“遅延料金、及び返済遅延、延滞、貸倒及び同様の事態から生じるそ
他の料金は、利息に含まれない”という規定であるが、実態における詳細な情報は得
られていない。

3. 国内における上限金利規制についての議論の状況

米国の貸金業における議論の中心となっているのは、従来から、中低所得者を対象とした高金利貸付商品に対してであり、そもそも脆弱なこれらの消費者の財政基盤をさらに悪化させることに加え、住宅の差押、信用履歴の悪化や銀行口座の閉鎖を余儀なくされるなど借入人にとって高いリスクを伴うものであると、全米消費者連盟（Consumer Federation of America）や全国消費者法センター（National Consumer Law Center）といった消費者団体から強い批判がなされてきた。

中でも特に問題視されている貸付商品として、社会的に批判が強いペイデイローン、自動車担保ローン、サブプライム層向け住宅ローン等がある。最近ではこれらに加え、還付税担保ローンへの批判が強まっている。参考までに、これらの貸付商品の概要は次のようなものである。

- ペイデイローン（payday loans）

次の給料日までという短期の借入のための商品で、借入人は元本と金利を合算した額面の小切手を、返済日（通常は次の給料日）を支払日として金融業者に振出し、借入を受ける。借入人は返済を行うと、小切手の返還を受けることができる。

ペイデイローンはそもそもの金利の高さ（年率 300%～1,000%以上におよぶ）に加え、返済日に全額を返済できないと、残債に新たに金利・手数料を加えて借入を更新することを迫られ、返済負担が激増していく点が問題視されている。

なお、ペイデイローンに関しては、個別の規制法によって、貸付上限額や上限金利を規定している州が多い。上限金利については、貸付期間を考慮せず、貸付額に対する手数料額の上限という形で規定している州が多く見られる⁶⁷。

- 自動車担保ローン（car title loans）

自動車の所有権を担保とするローンで、通常、貸付額は 500 ドル以下、金利は年利 300%程度のことが多い（900%を超えるケースもある）。月次の返済が遅れるとすぐに担保権を行使され、借入人は債務額の何倍もの価値がある自動車を失ってしまう。

- サブプライム層向け住宅ローン（sub-prime mortgage lendings）

サブプライム層向けの住宅ローンでは、本来の信用リスクをカバーするのに必要とされるもの以上の金利や手数料が設定されていることが多い。また、当初支払を金利のみとして低く抑え、後から返済額が急増するものや、当初支払額が金利以下に抑えられ、その結果返済総額が実質的に増加していくも

⁶⁷ ペイデイローンに関する各州の規制状況については、例えば、National Conference of State Legislatures のウェブサイトを参照。 <http://www.ncsl.org/default.aspx?tabid=12473>

の (negative amortization)、頻繁に借り換えを行わせ、その都度高額な手数料を取るもの (loan flipping) といった貸付慣行が行われており、返済に行き詰った借入人が住宅を手放さざるをえなくなることが多い。

- 還付税担保ローン (refund anticipation loans : RAL)

主として勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit : 所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナスになる場合にマイナス分を還付金として給付するもの) の対象となる中・低所得者向けの短期貸付である。金融業者は、還付金の支給 (通常 2 週間程度かかる) が早くなるという触れ込みで、申込から 2~3 日後に (即日の場合もある) 還付金額から手数料を差し引いた金額を利用者に渡し、後日還付された全額を受け取る。2 週間ほどの融資期間に対して 29~120 ドルの手数料を取るため、実質年利は 70~1,800% と非常に高いものとなる。高金利の他、実際の還付金額が当初の想定よりも低かった場合に債務が残ってしまうというリスクもある。

還付税担保ローンは、納税・還付手続の代行業者と提携した銀行が提供しているケースが多い。

なお、還付税担保ローン (RAL) は主として銀行が提供している商品であるほか、従来は貸金専門業者の商品であったペイデイローンにも銀行が進出してきており、米国で高金利貸付は必ずしも貸金業者のみが関連する問題ではなくなっている。

韓国

1. 韓国の上限金利規制について⁶⁸

韓国の金銭の貸付に係る上限金利規制の内容を調査する。また、近年規制内容の見直しが行われている場合には、その内容及び経緯についても調査を行う。

(1) 上限金利規制の有無と根拠法（成文法・判例法の別を含む）

韓国の上限金利規制は、「貸付業等の登録及び金融利用者保護に関する法律（制定 2002 年 9 月、以下貸付業法）」と「利息制限法（制定 2007 年 3 月）」とがあり、業として行われる貸付については貸付業法が、それ以外の金銭の貸付については利息制限法が、それぞれ適用される。

(2) 規制対象

① 規制対象となる者

貸付業法は、「貸付業」を行う者に対する上限金利を設けている。貸付業とは、金銭の貸付を行う事業（手形割引、担保の移転、又は他の同様の手段によって金銭を交付することを含む）、又は移転や回収によって貸付契約から生じる権利の取得を行う事業を指す（貸付業法第 2 条）。

同法では、貸付業を行う者として以下にあげる(a)貸付業者、(b)与信信用機関、及び(c)未登録貸付業者（貸付業者としての登録を行わずに貸付業を行っている非合法業者）のそれぞれに対する上限金利に関する規定を置いている。

(a) 貸付業者

貸付業法第 3 条第 1 項（登録等）により登録を行っている貸付業者を指す。同法により、貸付業や貸付仲介業⁶⁹に従事しようとする者は、与信信用機関を除き、営業所ごとに、その営業所を管轄する特別市長、広域市長、道知事、又は特別自治道知事（以下"市道知事"）に登録しなければならないとされている。

⁶⁸ 【翻訳】本章（韓国）における翻訳は、基本的に当社の仮訳である。

⁶⁹ 貸付仲介業に従事しようとする者は、貸付仲介業者として登録を行う。韓国では、2009 年までは法的にも貸付業者と貸付仲介業者との境が曖昧であったため、現在でも消費者にはその違いが浸透していない。なお、貸付仲介業者には「貸付業法」第 11 条 2(仲介の制限など)により、以下のような制限が規定されている。

第 1 項 貸付仲介業者は、未登録貸付業者に貸付金の仲介をしてはならない

第 2 項 貸付仲介業者は、仲介の対価(以下“仲介手数料”)を、貸付金を受ける取引相手から受け取ってはならない。

(b) 与信信用機関

与信信用機関は、「韓国銀行法の規定による金融機関（普通銀行や市中銀行と呼ばれる大手銀行）」と、これ以外の与信信用機関に区分される。後者には貯蓄銀行、信用協同組合、金庫等の小規模金融機関や、保険会社、与信専門金融会社⁷⁰が該当する。

(c) 未登録貸付業者（貸付業者としての登録を行わず貸付業を行う非合法業者）

未登録貸付業者とは、貸付業法第3条第1項による登録を受けず、あるいは同法第3-2条による登録の更新を行わずに、実際に貸付業に従事している者をいう（貸付業法第9-4条）。2005年8月31日付の改正貸付業法施行令（翌9月1日より施行）により、業として貸付業を営む者には全て登録が義務付けられた⁷¹。未登録で貸付業を営むことは違法となり、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金が科せられる（貸付業法第19条第1項）。

(d) その他

上記(a)～(c)以外の、例えば個人による営業目的でない貸付については、利息制限法による上限金利が適用される。

ただし、以下の貸付については貸付業に該当しないとされており、上限金利規制の適用対象外となる（貸付業法施行令第2条2項）⁷²。

- ◆ 雇用主による従業員への貸付
- ◆ 労働組合によるその組合員への貸付
- ◆ 国家や地方自治体による貸付
- ◆ 法律により設立された非営利法人が定款で定めた目的の範囲内での貸付

② 対象となる取引（対消費者取引のみか／事業者間取引も含まれるか）

(a) 貸付業者

貸付業者に対する上限金利は、個人及び中小法人への貸付に限って適用される。

貸付業法 第8条（貸付業者の利子率の制限）：

第1項 貸付業者が、個人や大統領令で定める小規模な法人に貸付ける場合、その利子率は、年100分の50の範囲内で大統領令に定める率を超えることはできない。〈改正2010.1.25〉

貸付業法 第5条（利子率の制限）：

⁷⁰ 与信専門金融会社法に基づく規制を受ける金融機関で、クレジットカード会社、リース会社、割賦金融会社、新技術ベンチャーキャピタル会社が該当する。

⁷¹ これ以前は、毎月の平均貸付残高が5,000万ウォン以下、取引先が20人以下、広告を行わないといった条件にあてはまる者については貸付業から除外され、登録義務が免除されていた（2004年4月17日付貸付業法施行令第2条）。

⁷² 韓国金融監督院 私金融センターへのヒアリングによる。なお、利息制限法も適用されない。

第1項 法第8条第1項での「大統領令で定める小規模法人」とは、「中小企業基本法」第2条第2項⁷³による小企業に該当する法人をいう。

(b) 与信信用機関

与信信用機関に対する上限金利には、特に対象となる取引についての規定がないため、全ての取引（大企業への貸付も含む）が対象となる。

(c) 未登録貸付業者

未登録貸付業者に対する上限金利には、特に対象となる取引についての規定がないため、全ての取引（大企業への貸付も含む）が対象となる。

(d) その他の者による貸付（利息制限法の適用を受けるもの）

元本が10万ウォン未満の小額の貸付については、上限金利は適用されない。

利息制限法 第2条（利息の最高限度）：

第5項 元本が10万ウォン未満の場合は、「利息制限法」第2条第1項（金銭貸借に関する契約上の最高金利は年率40%を超えない範囲内で大統領令で定める）を適用しない。

⁷³ 「中小企業基本法」第2条第2項 は中小企業は大統領令で定める区分基準によって、小企業と中企業で区分する。「中小企業基本法 施行令」第8条（中小企業と中規模企業の区分）の、法第2条第2項の規定による小企業）は、次の各号のいずれかに該当する企業を言い、中規模企業（中企業）は、中小企業の小企業以外の企業を言う。第1項：鉱業製造業建設業・運送業を主たる事業としている場合：常時労働者数が50人未満の企業、第2項：第1項以外の業種を主たる事業としている場合：常時労働者数が10人未満の企業

(3) 上限金利の水準

① 貸付業法による上限金利

(a) 貸付業者

貸付業者に対しては、貸付業法及びその施行令により、現在 44%が上限となっている。

貸付業法 第 8 条（貸付業者の利子率の制限）：

第 1 項 貸付業者が、個人や大統領令で定める小規模な法人に貸付ける場合、その利子率は、年 100 分の 50 の範囲内で大統領令で定める率を超えることはできない。<改正 2010.01.25>

貸付業法施行令 第 5 条：

第 2 項 法第 8 条第 1 項の「大統領令で定める率」とは、年率 100 分の 44 であり、月の金利及び日の金利は、年率 100 分の 44 を単利で換算する。<改正 2010.7.2>

(b) 与信信用機関

与信信用機関に対しては、貸付業法及びその施行令により、現在 44%が上限となっている。

貸付業法 第 15 条（与信信用機関の利子率等の制限）：

第 1 項 与信信用機関は、年間 100 分の 50 の範囲内で大統領令で定める率を超過して貸付金の利子を受け取ることができない。<改正 2010.1.25>

貸付業法施行令 第 9 条（与信信用機関の利子率等の制限）：

第 1 項 法第 15 条第 1 項の「大統領令で定める率」とは、年率 100 分の 44 を言う。 <改正 2010.7.21>

また、与信信用機関に対しては、銀行と、銀行以外の与信信用機関とのそれぞれについて、延滞金利の上限についても規定が置かれている。

- ◆ 銀行に対する延滞金利の上限
銀行に対する延滞金利は韓国銀行が定めるとされており、現在は、延滞金利が 25%を超えている場合、約定与信金利の 1.3 倍が上限とされている。
- ◆ 銀行以外の与信信用機関に対する延滞金利の上限

銀行以外の与信信用機関については、金融委員会が延滞加算金利の上限を設定している。現在は、延滞金利が 25%を超えている場合、約定金利+12%が上限とされている。

ただし、後述のとおり上限金利が適用される「みなし利息」には延滞金利も含まれるため、延滞金利の水準はいずれにしても、金利の上限である 44%以下に収めなければならない。

貸付業法 第 15 条（与信信用機関の利子率等の制限）：

第 3 項 与信信用機関は、貸付金の資金の調達費用、延滞金の管理費用、延滞金額、延滞期間、金融業の特性などを考慮して、大統領令で定める率を超過して貸付金の延滞利子を受け取ることができない。

貸付業法施行令 第 9 条：

第 3 項 法第 15 条第 3 項で「大統領令で定める率」とは、次の各号のいずれかの延滞利子率をいう。この場合、年 100 分の 44 を超えることができない。<改正 2010.7.21>

1 号 「韓国銀行法」第 11 条の規定による金融機関の場合は、韓国銀行が定める延滞利子率

2 号 1 号の規定による金融機関以外の与信信用機関の場合には、金融委員会が、各金融業の特性を反映して、金融業界別に定める延滞利子率（全文改正 2009.4.21）

「貸付業等の登録及び金融利用者保護に関する法律施行令」第 9 条第 3 項第 1 号の延滞率に関する規定：

（制定 2002.10.24 第 25 次金融通話委員、改正 2009.4.30 第 11 次金融通話委員会）

貸付業等の登録及び金融利用者保護に関する法律施行令」第 9 条第 3 項第 1 号による、「韓国銀行が定める延滞利子率」とは、約定与信利子率の 1.3 倍をいう。ただし、これは、金融機関が年 100 分の 25 を超過して、延滞利子を受ける場合に適用される。

「貸付業等の登録及び金融利用者保護に関する法律施行令」第 9 条第 3 項第 2 号による与信信用機関の延滞率に関する規定：

（制定 2002.11.13 金融監督委員会の発表の第 2002-75 号、改正 2009.4.29 金融委員会告示第 2009-29 号）

第 1 条（目的）

この規定は、貸付業等の登録及び金融利用者保護に関する法律（以下"法"という）第 15 条及び同法施行令（以下"施行令"という）第 9

条第 3 項第 2 号により、金融委員会の所管業務の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (定義)

この規定での「延滞加算利率」とは、施行令第 9 条第 3 項第 2 号により、与信信用機関が貸付を約定する際、年率として締結した貸付利率と延滞利率との間の差をいう。

第 3 条 (延滞利率の上限)

施行令第 9 条第 3 項第 2 号による延滞利率は、貸付利率に延滞加算利率を合算した金利で、この場合は、延滞加算利率は、年 100 分の 12 を言う。ただし、これは、与信信用機関が 100 分の 25 を超過して延滞利率を受ける場合に適用される。

(c) 未登録貸付業者 (貸付業者としての登録を行わず貸付業を行う非合法業者)

貸付業法では、未登録の貸付業者に対しては利息制限法第 2 条第 1 項を準用するとあり、利息制限法施行令により現在は年率 30%が上限となっている。

貸付業法 第 11 条 (未登録貸付業者の利率等の制限) :

第 1 項 未登録の貸付業者へは、利息制限法第 2 条第 1 項及び (法第 8 条第 2 項から第 5 項まで)⁷⁴が準用される。 <制定 2009.1.21>

利息制限法 第 2 条 (利息の最高限度) :

第 1 項 金銭貸借に関する契約上の最高利率は、年 40%を超過しない範囲内で大統領令で定める。

第 2 項 第 1 項の規定による最高の金利は、約定した時の金利をいう

利息制限法施行令 :

利息制限法の第 2 条第 1 項による、金銭貸借に関する契約上の最高利率は、年 30%とする。 <制定 2007.6.28>

② 利息制限法による上限金利

貸付業法に基づく上限金利が適用されない貸付 (個人による営業目的でない貸付など) については、利息制限法及びその施行令により、現在年利 30%が上限となっている。なお前述のとおり、未登録貸付業者による貸付に対してもこれと同じ上限金利が適用される。

《再掲》利息制限法 第 2 条 (利息の最高限度) :

第 1 項 金銭貸借に関する契約上の最高利率は、年 40%を超過しない範囲

⁷⁴ () は当社による挿入

内で大統領令で定める。

第2項 第1項の規定による最高の金利は、約定した時の金利をいう

利息制限法 第3条（利子の事前控除）：

事前に先利子を控除した場合は、その控除額が、債務者が実際に受領した金額を基にして、第2条第1項で定められた最高金利に基づいて計算した金額を超えるときは、その超える部分は、元本に充当されたものとみなす。

《再掲》利息制限法施行令：

利息制限法の第2条第1項による、金銭貸借に関する契約上の最高利子率は、年30%とする。＜制定 2007.6.28＞

（4）規制に違反した場合の効果

① 貸付業法

(a) 貸付業者

貸付業者が、上限金利規定に違反した場合の効果としては、まず、利子率を超える部分の利子部分について契約が無効となることや、超過で支払われた利子についての充当先が規定されている。

貸付業法 第8条（貸付業者の利子率の制限）：

第3項 貸付業者が、第1項を違反し貸付の契約を締結した場合、第1項の規定による利子率を超える部分の利子の契約は、無効とする。

第4項 債務者が貸付業者に、第1項の規定による利子率を超える利子を支払った場合、その超過支給された利息相当額は元本に充当される。元本に充当しても残る金額がある場合は、その返還を請求することができる。

第5項 貸付業者が、先利子(先利)を事前に控除する場合には、その控除額を除いて、債務者が実際に受け取った金額を基にして、第1項の規定により利子率を算定する。＜全文改正 2009.1.21＞

加えて、上限金利規制に違反する取引を行った貸付業者及び貸付仲介業者に対する罰則として、第19条第2項と第3項に規定されている。

貸付業法 第19条（罰則）：

第2項 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。＜改正 2009.2.6＞

第3号 第8条（貸付業者の利子率の制限）又は第11条第1項の規定による利率を超過して利子を受けた者

注：（ ）は当社による挿入

《参考：貸付仲介業者》

第6号 第11条の2第1項又は第2項を違反して貸付仲介を行った
り、仲介手数料を受け取った者

第3項 第1項及び第2項の懲役刑と罰金刑は、併科することができる。

<全文改正 2009.1.21>

(b) 与信信用機関

与信信用機関が、上限金利規定に違反した場合の効果としては、まず、利率を超える部分の利子部分について契約が無効となることが第15条で規定され、超過で支払われた利子についての充当先等については、貸付業者と同じ第8条（上記）が準用されている。

貸付業法 第15条（与信信用機関の利率等の制限）：

第4項 与信信用機関が、第1項及び第3項の規定による基準を超過して利子や延滞利息を受け取った場合、その利子の契約の効力等については、第8条第3項から第5項までの規定を準用する。

加えて、上限金利規制の取引を行った与信信用機関に対する罰則については、貸付業法第19条第2項第7号と第3項にて規定されている。

貸付業法 第19条（罰則）：

第2項 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。<改正 2009.2.6>

第7号 第15条第4項の規定による是正命令を履行しなかった者

第3項 第1項及び第2項の懲役刑と罰金刑は、併科することができる。

<全文改正 2009.1.21>

(c) 未登録貸付業者

未登録貸付業者が上限金利規定に違反した場合の効果としては、貸付業者に対するものと同じ規定が適用され、上限金利（未登録貸付業者の場合は利息制限法に基づく現行30%）を超える部分の利子について契約が無効になるほか、超過して支払われた利息は元本に充当される（残余がある場合は返還請求が可能）。

貸付業法 第11条（未登録貸付業者の金利制限等）：

第1項 未登録の貸付業者が貸付をする場合の金利については、（利息制限法第2条第1項及び）貸付業法第8条第2項から第5項までの規定を準用する。<制定 2009.1.21> 注：（ ）内は当社による挿入

《再掲》利息制限法 第2条（利息の最高限度）：

第1項 金銭貸借に関する契約上の最高利率は、年40%を超過しない範囲内で大統領令で定める。

貸付業法 第8条（貸付業者の利率の制限）：

第2項 第1項の規定による利率を算定するときは、謝礼金、割引金、手数料、控除金、延滞利子、立替払（替当金）などのその名義が何であっても、貸付に関連し貸付業者が受けるものは、全て利子とみなされる。ただし、当該取引の締結及び清算に関する付帯費用として大統領令で定める事項は、この限りでない。

第3項 貸付業者が、第1項を違反し貸付の契約を締結した場合、第1項の規定による利率を超える部分の利子の契約は、無効とする。

第4項 債務者が貸付業者に、第1項の規定による利率を超える利子を支払った場合、その超過支給された利息相当額は元本に充当される。元本に充当しても残る金額がある場合は、その返還を請求することができる。

第5項 貸付業者が、先利子(先利)を事前に控除する場合には、その控除額を除いて、債務者が実際に受け取った金額を基にして、第1項の規定により利率を算定する(全文改正 2009.1.21)

上限金利規定に違反した場合の罰則について、2009年1月以前は、未登録貸付業者が、利息制限法の規定による上限金利は超えていても貸付業法の上限金利を超えていない場合（現行でいうと30%超44%以下）、上述の民事上の救済措置は適用されたものの、罰則の適用はなかった。この点が問題視され、2009年2月の貸付業法改正の際に、未登録貸付業者は利息制限法の上限金利を超えた時点で罰則が適用されるよう規定が改められた。

つまり、この改正により、未登録貸付業者の利息制限法の上限金利違反に対する罰則として、貸付業者と同じ規定（貸付業法第19条第2項）が適用されることになった。

貸付業法 第19条（罰則）：

第2項 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。<改正 2009.2.6>

第3号 （第8条又は）第11条第1項（未登録貸付業者の利率の制限）の規定による利率を超過して利子を受けた者
注：（ ）は当社の挿入

《参考：貸付仲介業者》

第6号 第11条の2第1項又は第2項を違反して貸付仲介を行ったり、仲介手数料を受け取った者

第3項 第1項及び第2項の懲役刑と罰金刑は、併科することができる。

<全文改正 2009.1.21>

なお、上限金利の罰則規定とは別に、貸付業法第 19 条第 1 項により、未登録貸付業者への罰則として、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金が適用される。

② 利息制限法

貸付業法に基づく上限金利が適用されない貸付（個人による営業目的でない貸付など）において、利息制限法による上限金利規定に違反した場合は、上限を超える部分の利子については契約が無効となる。超過で支払われた利子については元本に充当され、残余が生じる場合にはその返還を請求することができる⁷⁵。

利息制限法：

第 2 条（利息の最高限度）：

第 3 項 契約上の利息として、第 1 項で定められた最高利率を超える部分は無効とする。

第 4 項 債務者が最高利率を超える利息を任意に支払った場合には、超過支給された利息相当額は、元本に充当され、元本が消滅したときは、その返還を請求することができる。

第 5 条（複利の約定の制限）：

利子について再度利子を支給する複利約定は、第 2 条第 1 項で定められた最高金利を超過する部分に相当する金額については無効とする。

⁷⁵利息制限法違反に対する罰則規定はなく、刑事罰は科されない。

(5) 金利規制の対象となる「みなし利息」に含まれるもの

① 貸付業法

(a) 貸付業者

貸付業者への上限金利規制の対象となる「みなし利息」としては、貸付業法第 8 条で、貸付に関連するものは全て利子であると規定されており、除外項目は施行令で規定された 2 点（担保権設定費用、信用照会費用）のみである。

したがって、契約締結費用（担保権設定費用、信用照会費用を除く。）、債務弁済費用、保証業者による保証料、コミットメントライン設定手数料のいずれについても、「みなし利息」に含まれるものと解釈される。

なお、手数料等をあらかじめ差し引いた額を交付する形で「金利の天引き」が行われる場合には、上限金利規制が適用されるのは、実際に借入人に交付された額を元本として算出した利率となる（貸付業法第 8 条第 5 項）。

貸付業法 第 8 条（貸付業者の利率の制限）：

第 2 項 第 1 項の規定による利率を算定するときは、謝礼金、割引金、手数料、控除金、延滞利子、立替払（替当金）などのその名目が何であっても、貸付に関連し貸付業者が受けるものは、全て利子とみなされる。ただし、当該取引の締結及び清算に関する付帯費用として大統領令で定める事項は、この限りでない。

第 5 項 貸付業者が事前に先払金利を差し引く場合は、第 1 項に基づく金利の算出に際し、差し引かれる額を除いて債務者が実際に受取る金額を元本とする。

【除外規定】

施行令 第 5 条（利率の制限）：

第 3 項 法第 8 条第 2 項での「大統領令で定める事項」とは、次の各号の費用をいう。

第 1 号 担保権の設定費用

第 2 号 信用照会の費用（「信用情報の利用及び保護に関する法律」第 4 条第 1 項第 1 号の業務を許可された者に、取引相手方の信用を照会する場合に限る。）＜全文改正 2009.4.21＞

(b) 与信信用機関

与信信用機関への上限金利規制の対象となる「みなし利息」の規定は、貸付業法第 15 条であるが、貸付業者と同様の規定を準用している。

貸付業法 第 15 条（与信信用機関の利子率等の制限）：

第 2 項 第 1 項の規定により利子率を算定する際には、第 8 条第 2 項を準用する。

(c) 未登録貸付業者

未登録貸付業者への上限金利規制の対象となる「みなし利息」についても、貸付業者と同じ規定が準用される。また、「金利の天引き」が行われる場合についても、貸付業者と同様に、実際に借入人に交付される金額を元本として算出した利率が上限規制の対象となる。

貸付業法 第 11 条（未登録貸付業者の金利制限等）：

第 1 項 未登録の貸付業者が貸付をする場合の金利については、利息制限法第 2 条第 1 項及び貸付業法第 8 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。〈制定 2009.1.21〉

② 利息制限法

利息制限法においても、その名目にかかわらず、貸付と関連して貸付人に支払われたものは全て利息とみなされる（利息制限法第 4 条）。したがって、契約締結費用、債務弁済費用、保証業者による保証料、コミットメントライン設定手数料等いずれについても、「利息」に含まれるものと解釈される。

利息を事前に控除した場合には、借入人に実際に交付された金額を元本として算出した利率が上限金利規制の対象となる（利息制限法第 3 条）。

ただし、利息制限法による上限金利が適用されるのは約定金利であるため、延滞時の遅延損害金については上限金利の対象にならない。ただし、本法第 6 条の規定に基づき、遅延損害金が不当な水準であると裁判所が認めた場合には、妥当な水準までこれを減額することができる（利息制限法第 6 条）。

利息制限法：

第 3 条（利子の事前控除）

事前に先利子を控除した場合は、その控除額が、債務者が実際に受領した金額を元にして、第 2 条第 1 項で定められた最高金利に基づいて計算した金額を超えるときは、その超える部分は元本に充当されたものとみなす。

第 4 条（みなし利息）

預金、割引金、手数料、控除金、立替払（替当金）、その他、名目にかかわらず、金銭の貸借に関して債権者が受け取ったものは、利子とみなす。

第6条（賠償額の減額）

裁判所が、当事者が金銭を対象とした債務の不履行について意図した賠償額を不当と認めたときは、妥当な金額までこれを減額することができる。

2. 貸付業者による貸出金利の実態について

(1) 大手貸付業者による貸出金利の状況

韓国においては、業態ごとに利用者の特徴がかなり明確に分かれており、適用金利もある程度階層化されている。一般に“第1金融圏”と呼ばれる銀行は、信用状態が非常に優良な顧客のみ（所得が高い、担保がある）を対象とし、“第2金融圏”と呼ばれるその他の与信信用機関（貯蓄銀行、信用協同組合、保険会社、与信専門会社等）は、信用状態が良好な人や、緊急で資金が必要な人を対象としている。次の“第3金融圏”と言われる貸付業者は、信用度が低い人を顧客層とする業態で、本件ではこの業態を調査対象としている。（なお、韓国では、“第1金融圏”、“第2金融圏”を金融制度圏、一方、貸付業者の“第3金融圏”は非制度圏と呼ぶことも多い。）

韓国における貸付業者の最大手としては、Rush & Cash社、LeadCorp、Sanwa Moneyなどがある。本調査ではこの3社について電話、支店訪問、事業者ウェブサイト等により、一般の借入希望者に対して表示されている貸出金利の状況を調査した。なお韓国の大手貸付業者が取り扱っているローン商品は、全て契約時に借入額と返済回数・借入期間を定めるクローズドエンド型ローンであった。（オープンエンド方式であるリボルビングローンはなし。）参考までに、住宅担保ローンも1社だけ掲載している。

調査結果は表6に示したとおりである。

表示利率（表6のa）は各社とも、仲介を通さない場合は36%から38.81%、仲介を通した場合は43.54%と、上限金利にほぼ張り付いている。一部、16%あるいは18%との表示金利も見られるが、これは借入人の信用度が高いことが適用条件となっている。実際には信用度が良い利用者が貸付業者を利用することはないため、広告用のダミー金利としての色合いが強い。

表6 大手貸付業者による貸出金利の状況：韓国

(クローズド型<含む目的ローン>、オープン型はなし)

2010年11月末現在

貸付条件 (貸付上限額、最低貸付額、期間、年齢等)	表示利率…a	aに含まれている手数料等	aに含まれない手数料等(必須のもの)…b	b以外の手数料等(任意のもの)	備考 (注)
Rush&Cash社					
一般ローン					
貸付上限額 ・会社員：1,000万ウォン ・専門職：1,500万ウォン ・自営業：1,000万ウォン ・大学生：1,000万ウォン ・女性：1,000万ウォン ・公務員：1,500万ウォン ・1分自動：700万ウォン ただし、 ・最低貸付金額：1,000ウォン ・最長期間：36ヶ月 ・年齢：20-64才	16-38.819% (借りる人の信用度による、 ㈱韓国信用情報、㈱韓国信用 評価情報等のスコアリン グにより信用度1-10)	特出しなし ※貸付業者の金利には、全ての謝礼金、割引金、手数料、控除金、遅延金利、立替金等、全て含むとの法律規定あり	なし ※ここに入る可能性があるものは、施行令に定められた担保権設定費用と、信用照会費用のみ	なし(団体信用生命等の提供はされていない)	遅延時金利38.81% (遅延した場合に適用される金利) ※返済方法： ・元利均等返済方式： 1、2、3年 ・自由返済：3年 ・最小元金返済：3年
目的ローン(結婚ローン、学費ローン、出産ローン)					
貸付上限額：700万ウォン ただし、 ・最低貸付金額：1,000ウォン ・最長期間：5年 ・年齢：20-64才	36% ※仲介業者を通じた場合は：16-43.54%	特出しなし ※仲介業者を通じた場合の手数料16-43.54%と、36%との差が仲介業者手数料という解釈だが、仲介手数料の徴収は違法であるため、特出しはされていない。	なし	なし(団体信用生命等の提供はされていない)	遅延時金利38.81% (遅延した場合に適用される金利) ※仲介業者を通じた場合は：43.54%以内 ※返済方法： ・元利均等返済方式： 1、2、3年 ・自由返済：3、5年 ・最小元金返済：3年
LeadCorp					
無担保ローン					
・貸付上限額：2,000万ウォン ただし、 ・最低貸付金額：100万ウォン ・最長：60ヶ月 ・年齢：20-55才	・新規：38% ・再利用：18-44% (借りる人の信用度による、 ㈱韓国信用情報、㈱韓国信用 評価情報、㈱韓国個人信用 等のスコアリングにより 信用度1-10) ※仲介業者を通じた場合は：44%	特出しなし(約款に、謝礼金、割引金、手数料、控除金、遅延金利、立替金等、全て含むと明記) ※仲介業者を通じた場合の手数料44%と、直接借りた場合の利率の差が仲介業者手数料という解釈だが、仲介手数料の徴収は違法であるため、特出しはされていない。	なし ※ここに入る可能性があるものは、施行令に定められた担保権設定費用と、信用照会費用のみ	なし(団体信用生命等の提供はされていない)	遅延時金利44% (遅延した場合に適用される金利) ※返済方法 ・満期一斉返済 ・元利金分割返済 ・中途返済

貸付条件 (貸付上限額、最低貸付額、期間、年齢等)	表示利率…a	aに含まれている手数料等	aに含まれない手数料等(必須のもの)…b	b以外の手数料等(任意のもの)	備考 (注)
住宅担保ローン (ご参考)					
住宅の相場価格の85%まで、ソウル、京畿都仁川地域に限る	12-29.9%		・根抵当費用負担(表示金利に含まなくて良い費目として)		遅延時金利 44% 満期延長手数料：1% 中途返済手数料：3% (契約条件変更時に徴求)
Sanwa Money					
無担保ローン					
・貸付上限額は審査の上で決定 ・年齢：20-70才	36.5-43.8% (借りる人の信用度による、 ㈱韓国信用評価情報のスコアリングにより)	特出しなし	なし ※ここに入る可能性があるものは、 施行令に定められた担保権設定費用と、信用照会費用のみ	なし(団体信用生命等の提供はされていない)	遅延時金利 43.8% (遅延した場合に適用される金利)

(注) 「備考」欄に記載の遅延時金利や契約条件変更時の手数料は表示利率には含まれないが、上限金利規制の対象である「みなし利息」には含まれる。そのため、これらを適用した後の利率が44%以下となる必要がある。

(2) 上限金利規制上の「みなし利息」及び保証業者による保証料を含めた貸出金利の状況

① 平均的な事例

韓国では、前章のとおり貸付業法第8条（貸付業者の利子率の制限）において、利子率を算定するときは、謝礼金、割引金、手数料、控除金、延滞利子、立替払（替当金）などのその名目が何であっても、貸付に関連し貸付業者が受けるものは、全て利子とみなされる。今回の実態調査でも、利息が上限金利にほぼ張り付き状態ではあるものの、延滞利子や仲介手数料により、上限金利を超えている事例はなかった。

「みなし利息」に含まれる手数料として、仲介業者を通じた場合の手数料があげられる。貸付仲介業者は、韓国において“貸出募集人・マーケッター”のような役割を担っており、仲介した融資が成立すると、貸付業者から貸付額の数%程度の手数料を受け取る（貸付業法により利用者から仲介手数料は受領できない）。貸付業者には海外進出企業も多く、貸付仲介業者は、融資の主な（一説には5割以上を占める）販売チャネルの1つとなっている。これを反映して、貸付仲介業者を経由する場合としない場合とでは適用金利が異なり、おおむね数%程度の差がある。

なお、韓国において貸付業者と貸付仲介業者の違いは長い間非常にあいまいであった。2002年に貸付業法が制定されても、その後2009年4月に貸付仲介業者と貸付業者が区分されるまでは、貸付仲介業者が貸付業者に含まれてきたという経緯がある。しかし利用者が、貸付仲介業者を貸付業者と間違えて利用しより高い金利を負担するという社会問題が問題視され、貸付仲介業としての登録制度を新設し、商号や広告に関する規制も新設して、利用者へ正しい情報発信を行えるようにした。

また、住宅担保ローンにおいて、借手都合により満期延長をした際の手数料が1%、中途返済時の手数料が3%となっているが、これらも「みなし利息」に含まれるので、加算後の利率が規制上の金利上限を超えない範囲に収まるようにされている。

韓国では、融資の際に信用生命保険を付帯するという事は行われておらず、また、貸付業者から提供される商品について、第三者による保証を受けるシステムも確認されていない。事業者は通常、返済が滞った場合には、借手の給与や資産を差し押さえることで対応している。なお参考までに、貸付業法において保証人をとることは認められており、一般的ではないものの借手の状況に応じて保証人をとることは行われている。

② 極端な事例

金融監督庁が2010年8月に貸付業者の金利遵守について実施した「貸付業者の金利遵守調査」では、表示利率以外に何らかの名目で多額の費用等を徴求し、実質的に高金利の貸付が行われているような極端な事例は確認されなかった。

この調査は、2010年8月9日から8月24日にかけて、個人への小額信用貸出取引規模が大きい貸付業者14社に対する当局の実態調査として実施されたものである。

貸付業者の金利の引下げが、十分な準備なしで実行されてため表示利率の違反など心配したが、今回の調査の結果、電算管理などの問題による1社を除き、一般的に良好であると確認ができた。貸付業者の金利の現況をみると、新規及び再貸出*については、年率38.0～44.0%、貸出限度内の追加貸出**の場合は年率43.5～44.0%、既存貸出の場合は、年率48.5～49.0%であった。一部の貸付業者では、仲介業者を通さず、ダイレクトに取引をして年率38%という低めの金利を適用している。ただし、今回の金利引下げについての客への告知は、消極的であった。

なお、今回の調査で摘発された会社については、金利制限の違反で該当自治体に通報する。また、今回の金利引下げの内容を貸付業者側が客にそれぞれ告知するよう、韓国貸付金融協会を通して、今後指導していくよう指示する。

* 既存の客が以前の貸出金を完済して再び貸出

** 元金の一部の返済などで残金が残っている状態で、貸出限度がある客が限度内で追加に貸出

出典：金融監督庁の貸付業者の金利遵守に関する調査報告書

(3) 上限金利規制の対象とならない費用の実態

上限金利規制の対象とならない費用として、貸付業法の施行令第5条（〈与信信用機関以外の〉利子率の制限）第3項に除外規定として認められている担保権の設定費用と信用照会の費用の2項目を中心に確認した。

● 担保権の設定費用

住宅担保ローンの場合、根抵当設定費用は借入人の負担になることが明確に示されている。

● 信用照会費用

貸付業者によって、照会する信用機関の数が異なっているが、基本的に信用照会費用が別立てで請求されることはないようである。

3. 国内における上限金利規制についての議論の状況

(1) 上限金利規制の見直しに係る議論

貸付業法が制定されてからの貸付業法及び施行令の過去 3 回行われた上限金利変更については以下のとおりである。

貸付業法の上限金利		施行令の上限金利	
2002/8/26	70%	2002/10/28	66%
2007/12/21	60%	2007/10/4	49%
2010/1/25	50%	2010/7/21	44%

上限金利については、過去の金利引き下げ時にも議員からの議案や、消費者団体からの請願案等、様々な議論が起こっており、先進国の中で最も高い上限金利を国家が保証しているような意見が多く出されてきているところであるが、ここでは直近の議案事例をあげておく。

これは、2010年12月5日に民主党ギム・ブギョム議員（他14名の議員）から国会に提出された議案であり、「貸付業等の登録及び金融利用者保護に関する法律」の一部改正法律案である。提案の理由は、世界的金融危機以降、銀行券のリスク管理強化のため、庶民への金融サービスが減少するにつれ、経済的に困っている庶民層が大幅に増加する傾向があるためである。特に、最近の実物景気低迷のため、資金需要が減少され、実質金利が低下したにもかかわらず、貸付業者と相互貯蓄銀行（第2金融圏）等の与信信用機関は、庶民層に、「利息制限法」の最高金利よりも高い水準の金利を適用して、庶民層の経済的な負担を加重させている実態がある。よって、貸付業者及び与信信用機関の上限金利を、「利息制限法」に基づく金利で一本化することで、庶民層の経済的な負担を軽減する一方、さらに金融市場での金利制限に関する構造的な問題点を改善しようとするものであること（案第8条）というものである⁷⁶。

しかし、これらの提案については、貸付業界はもちろん金融当局さえ副次的影響を懸念し、反対の意見を出している。貸付業者は、急な金利の引き下げは、経営悪化はもちろん、非合法である未登録業者が増加するという逆効果をもたらすなどの懸念

⁷⁶ 韓国国会ホームページ。なお、与党からも一本化を目指す議案はあがっており、仮にこのような法案が成立すれば、本調査での記載とは異なった規制体系になったり、少なくとも一層の上限金利引下げが行われる可能性がある。いずれにしても韓国の規制は大きな改正を含めて頻回に行われることが多いため最新の規制については留意が必要である。

の声をあげている。

(2) 高金利の実態

韓国における多重債務の実態として、「消費者金融被害相談センター」の相談現況をみておく。金融監督庁の報道によると、2001年以降、2009年9月までの相談件数は、3万件ほどで（年平均 3,600件）、2006年以降増加の傾向にある。

相談内容については、高金利に関する相談は合計 6,661件で 22%を占めているが、年により非常にぶれが大きい。ただし、これらのうち 74%は、未登録貸付業者から発生したものである。

(単位：件)

	高金利	不法取立	登録の可否・ 広告	仲介手数料	その他 ¹⁾	単なる相談 ²⁾	計
2001年	949	187	214	31	350	1,534	3,265
2002年	889	489	505	114	405	1,220	3,622
2003年	1,126	760	151	51	240	856	3,184
2004年	872	551	7	9	410	1,049	2,898
2005年	479	374	483	73	484	1,334	3,227
2006年	387	295	254	69	510	1,551	3,066
2007年	576	450	244	156	348	1,647	3,421
2008年	605	679	360	272	313	1,846	4,075
2009年	778	653	235	209	398	1,903	4,176
計	6,661 (22%)	4,438 (14%)	2,453 (8%)	984 (3%)	3,458 (11%)	12,940 (42%)	30,934 (100%)

1) その他：貸出詐欺、負債証明書の発給拒否、公証料負担など

2) 単なる相談：差し押さえ/競売、金融機関の照会、信用照会など

出典：2009年12月1日付金融監督庁の報道資料

なお、金融監督庁の報道資料には、最近の不法貸付行為の形態と動向が紹介されているが、これによると、昨今の傾向として、貸付業者が貸付の利用者からの先利、手数料、保証金などを受け取ることやそれを差し引いて貸出をした場合には、名目上の元金からそれを差し引いた残金を貸出元金としてみなすことになっているにもかかわらず、利用者がそれを知らないことを利用して名目上の貸出元金に金利を適用している。また、2009年4月14日付けの資料では、貸付利用者の通帳を利用した不法

な行為の被害（利用者に銀行で通帳を作らせ、被害者が支払う延長手数料をその通帳に入金させたくて、業者が引き出す）について警告されており、このような不法行為が最近多くなっているようである。

◆本調査研究に関する照会先◆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部

産業研究室 金融グループ

主任研究員 田淵文美 (tabuchi@murc.jp)

電話 03-6711-1244 Fax 03-6711-1289